

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。



Australian Government

Department of Foreign Affairs and Trade

DFAT COUNTRY INFORMATION REPORT SRI LANKA

24 January 2017

目次

略語

1. 目的とねらい
2. 背景情報
 - 近年の略史
 - 人口動態
 - 経済概況
 - 政治制度
 - 人権枠組み
 - 治安状況
3. 難民条約に基づく申立て
 - 人種／国籍
 - 宗教
 - 政治的意見（実際のまたは帰属された）
 - 関心対象となる集団
4. 補完的保護の主張
 - 恣意的な生命剥奪
 - 死刑
 - 拷問
 - 残虐、非人道的または品位を傷つける処遇または刑罰
5. その他の考慮事項
 - 国の保護
 - 国内移転
 - 帰還者の処遇
 - 確認・証明書類
 - 不正の横行

略語

IDPs	Internally Displaced Peoples
HRCSL	Human Rights Commission of Sri Lanka
ITAK	Ilankai Thamil Arsu Kachchi
LLRC	Lessons Learnt and Reconciliation Commission
LTTE	Liberation Tigers of Tamil Eelam
OISL	UN' s Office of the High Commissioner for Human Rights Investigation into Sri Lanka
OMP	Office of Missing Persons
SLMC	Sri Lanka Muslim Congress
TMVP	the Tamil Makkal Viduthalai Pulikal
TNA	Tamil National Alliance
UAE	United Arab Emirates
UNFGG	United Front for Good Governance
UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees
UNP	United National Party
UPFA	United People' s Freedom Alliance

1. 目的とねらい

1.1 この国情報告書は、外務貿易省（DFAT）が保護状況を決定することのみを目的として作成したものです。この報告書は作成時点における DFAT の最善の判断と評価を提供していますが、スリランカに関するオーストラリア政府の方針とは異なります。

1.2 この報告書は、包括的な国の概要ではなく一般的なものを提供しています。これは、現在の取り扱い事案を評価するためにオーストラリアにおける意思決定者に提供され、保護ビザの個別申請を参照することなく作成されています。この報告書には、意思決定者のための政策ガイダンスは含まれていません。

1.3 1958 年移民法 499 条に基づく 2013 年 6 月 21 日の閣僚級指針第 56 号は、以下のとおり述べています。

外務貿易省が保護状態決定プロセスのために明示的に国家情報評価を作成し、意思決定者がその評価を利用可能である場合、意思決定者は、その決定を行う際にその評価を考慮する必要があります。しかし、意思決定者は、国家情報に関する他の関連情報を検討することを妨げられているわけではない。

1.4 この報告書は、Colombo, Jaffna 及び Kilinochchi でのものを含む、スリランカに関する DFAT の現場の知識と様々な情報源の考察に基づいています。この報告は、*UK Foreign and Commonwealth Office*, *the US Department of State*, *the World Bank*, *the International Organisation for Migration* からの報告、*United Nations High Commissioner for Refugees*, *the United Nations High Commissioner for Refugees*, *the United Nations Office on Drugs and Crime*, *the United Nations Children's Fund*, そして *the United Nations Development Programme* 等の国連関連機関からの報告、*Human Rights Watch* や *Amnesty International* 等の人権団体からの報告、スリランカの NGO や報道機関からの報告を含む、信頼できる関連公開情報を考慮しています。DFAT が報告書または主張の特定の出所を参照していない場合、これは出所を保護するためのものである可能性があります。

1.5 この更新された国別情報レポートは、2015 年 12 月 18 日に発行された以前のスリランカに関する DFAT レポートに代わるものです。

2. 背景情報

近年の略史

2.1 1948年にセイロンとして英国から独立、1972年にスリランカ民主社会主義共和国となった。歴史的に、スリランカの多数民族であるシンハラ人と少数民族タミル人の間には緊張関係が続いてきた。タミル人は、英国統治時代に雇用や教育の面で優遇されていたが、独立後は力関係が変化した。シンハラ人主導の政府は差別政策を導入、シンハラ語を国内唯一の公用語と定め（1956～1987年）、タミル人の高等教育を受ける機会を制限した。この結果として、タミル人コミュニティに社会的に疎外されているという意識が生まれ、1950年代以降、スリランカの北・東部において分離独立タミル国家 Tamil Eelam（タミルの虎）を求める声が高まった。

2.2 1983年7月、スリランカ軍と分離独立派タミル・イーラム解放の虎（LTTE：Liberation Tigers of Tamil Eelam）の間で抗争が勃発した。2009年5月、スリランカ政府は軍がLTTEを制圧しスリランカ全土を掌握したと発表した。長期に及んだ内戦の過程で数十万人が難民となり、政府と反政府勢力双方合わせて死者は数万に上った。

2.3 2015年1月の大統領選挙でマイトリパーラ・シリセーナ（Maithripala Sirisena）現大統領が当選、その主導の下、スリランカ政府は内戦後再統一、移行期正義、およびガバナンスと経済改革を重点的に進めている。

人口動態

2.4 スリランカの人口は2015年の時点で2,200万人、年間人口増加率は0.9%である。国民の約29%は、スリランカの商業中心地であるコロンボ（Colombo）や、コロンボ郊外にある首都スリ・ジャヤワルダナプラ・コッテ（Sri Jayawardenapura Kotte）の位置する西部州の住民である。国民の5%が居住する北部州ではタミル人が93%近くを占める。東部州には全人口の7.6%の国民が居住する（うちタミル人比率は39%）。

2.5 スリランカの民族集団は、シンハラ人（74.9%）、タミル人（15.4%、うちプランテーション・タミル（Plantation Tamil）、ヒル・カントリー・タミル（Hill Country Tamil）またはアップカントリー・タミル（Up-Country Tamil）とも呼ばれるインド系タミル人が4.2%）、ムスリムまたはスリランカ・ムーア人（9.2%、スリランカにおいて「ムスリム」は宗教ではなく民族性とみなされている点に注意）、およびその他（0.5%）となっている。

公用語は、シンハラ語とタミル語の 2 言語であるが、タミル語は殆どが北・東部で使用される。英語は広く普及している。

2.6 主な宗教は 4 つである。最新の国勢調査（2012 年）によると、国民の 70.2% は仏教徒（大半はシンハラ人で、南部・中部・東部に集中）、ヒンドゥー教徒が 12.6%（殆どはタミル人、ヒンドゥー教は北部州では支配的宗教となっている）、イスラム教徒（Muslim）が 9.7%（圧倒的に北部州、西部州、および北西部州に集中）、およびカトリックなどキリスト教が 7.4%（西部州と北西部州に集中）となっている。この 4 宗教以外は 7,000 人に満たない。

経済概況

2.7 世界銀行は、スリランカを低中所得国に分類している。2010～2015 年の平均年 GDP 成長率は 6.4%、2015 年の実質 GDP 成長率は 4.8% であった。2015 年の国民 1 人あたり GNI は約 3,800US ドルである。UNDP の 2015 年人間開発指数では、スリランカは 188 ヶ国中 73 位で、南アジアで唯一「高」にランクされている。最新のアジア開発銀行のデータ（2014 年）によると、国家貧困ラインを下回る人口は、インドの 21.9% やバングラデシュの 31.5% に対し、スリランカはわずか 6.7% に留まっている。しかしながら、経済発展と富の分布は国内格差がある。コロombo や西部州は経済的に繁栄している一方、北部や東部の紛争地域は今も経済的に脆弱な状態にある（2.11 を参照）。

2.8 スリランカの経済は、農業依存から製造部門（2015 年 GDP の 30% 近く）やサービス部門（同じく 60% 超）中心への移行が進んでいる。しかしながら、雇用人口の 3 分の 1 以上は、依然として農業部門（GDP の 11%）が占めている。スリランカ国民の 7 人に 1 人が公共部門従事者であり、金融、ユーティリティ、保健医療、教育部門が大部分を占める。公的債務は高レベルである。大型インフラ事業資金を賄うための融資取決めは、完全譲許的ではなく、一部は商業金利が適用されている。スリランカの税収基盤は低く、税収対 GDP 比ではスリランカは世界で最も低レベル国の一つである。

2.9 近隣南アジア諸国の一部と比して僅かに良好であるにすぎないにも関わらず、世界銀行の 2016 年「事業のし易さ」インデックスで、スリランカは 189 ヶ国中 110 位にランクされている。輸入関税が高率で経済政策が貧弱なため、外国投資は消極的である。スリランカの主要外貨収入源は送金である。国外で労働に従事するスリランカ人のスリランカへの送金は、2015 年、総額で約 70 億 US ドルに上った。

2.10 トランスペアレンシー・インターナショナル (Transparency International) の 2015 年世界腐敗認識指数では、スリランカは 168 ヶ国中 83 位である。前大統領ラージャパクサ (Rajapaksa) 政権の要人を含めて、政府や公共部門の内部の腐敗を伝える信頼性のある報告がある。スリランカには、大統領下事実調査ならびに重大不正および権限・国家資源・特権の乱用としての腐敗に関する捜査委員会 (PRECIFAC : Presidential Commission of Inquiry to Investigate and Inquire into Serious Acts of Fraud, Corruption as Abuse of Power, State Resources, and Privileges)、贈収賄・汚職調査委員会 (CIABOC : Commission to Investigate Bribery or Corruption)、および金融犯罪捜査部 (FCID : Financial Crime Investigation Division) など腐敗防止機関が設立されている。2015 年 3 月に設置された PRECIFAC には、設置直後 12 ヶ月で、2010 年～2015 年の不正・腐敗に関する 1,000 件を超える申し立てが寄せられた。調査が進行中であると報告されている。

北部・東部の経済状況

2.11 北部と東部は、内戦中、経済的に孤立していた。内戦終結以来、北部州では内戦後再建関連の成長が目覚ましい——特に、インフラ、交通、農漁業部門。この経済成長は、国民の大部分にとって多方面で利益をもたらしたが、北部の一部の産業——特に農業部門——は、南部などから入ってくる低コスト物資との競争に苦しんでいる。多くの大規模インフラ事業は、大規模事業の遂行能力を持つ外国企業または南部に拠点を置く企業が受注した。

2.12 北部のローカル・コミュニティは、軍の営利事業進出によりローカル企業が不利になっていると苦情を提出している。DFAT では、北部州において軍は様々な営利事業 (国内航空輸送、ホテル、道路休憩施設を含む) を展開していることを認めている。ただし、これは北部州に限ったものではない。シリセーナ (Sirisena) 大統領は、スリランカ軍が内戦中に占拠した土地の一部について原所有者への返還を進めている。しかしながら、軍は依然として北部の肥沃な農地を占拠し続けており、一部の優良漁業水域へのアクセスを制限している。

保健医療

2.13 スリランカの年間保健医療支出は GDP の約 3.5% を占める。国民共通の無料公的保健医療制度が確立されているが、提供されるサービスはばらつきがあり、一部の医薬品や治療は民間機関に依存している。世界銀行によると、2015 年の平均余命は 74.8 歳、乳児死亡率は出生 1,000 あたり 8.4% である。北部・東部では医療成果 (アウトカム) は劣悪な傾向にある。内戦中にインフラが破壊され人的資源が減少したことが原因の一つにある。

2.14 精神衛生サービスは貧弱で、全般に、精神保健医療施設の能力はニーズに対処可能なレベルにない。スリランカ社会では精神疾患は話題に取り上げられることが少なく、これが適切な治療の模索を阻む障壁となっている。北部州を中心に、内戦トラウマ関連の精神疾患罹患率は高いと伝えられる。北部州では、薬物（ドラッグとアルコール双方）乱用が増大していると報告されている。DFAT は、集団的トラウマと効果的対処の欠如、さらに高い失業率—特に若年層—が複合し薬物乱用を増大させているとみている。

教育

2.15 全般に、公共初等・中等教育は高水準にある。初等学校修了率は高く（98%）、識字率も高レベルにある（91%）。ただし地域差があり、北部・東部では教育成果（アウトカム）は低い傾向にある。

2.16 学校は、適格教員の有無に左右されるものの、生徒とその家族に対しシンハラ語とタミル語の選択権を与えている。全国でタミル語による授業を選択可能となっているが、タミル語を話す教員の不足が実現を阻んでいる。英語は小学校 1 年から必須科目である。イスラム教徒はイスラム学校に就学可能である。イスラム学校の履修科目は国に準じているが、独自の宗教教育が含まれる。

2.17 大学入学は、査定と入学試験の得点（地域の社会経済指標による加重修正が施される）を基準に許可される。進学希望数は大学の受け入れ可能数をはるかに上回っている。

雇用

2.18 スリランカの失業率は比較的低い（2015 年 4.7%）。しかし、若干の地域差がある。2015 年の失業率は、北部州は 5.3%、東部州では 5.7%であった。若年者失業率は高く（2015 年、15～24 歳の失業率 20.8%）、女性の正式就業は限られている（15 歳以上の女性の就業率 35%）。

2.19 スリランカ中央銀行によると、2015 年、43,000 人が雇用を求めてアラブ首長国連邦にわたった。高賃金と安定した雇用を求めて国外脱出した者は合計 30 万人に上る。2014 年、大半は中近東で未熟ないし半熟練労働者となった。正式な失業率は低いが、多数のスリランカ人が雇用を求めて国外脱出している結果、特に一部の熟練労働部門で賃金引上げ圧力が高まっている。

2.20 経済成長率は比較的高く（全体的な）正式失業率は低いにもかかわらず、スリランカ国民の間には、高賃金雇用を含めた経済的機会、政府雇用や大学教育へのアクセスが限定されているという認識がある。DFAT は、雇用機会など経済的理由が国外脱出の大きな「プッシュ要因」とであるとみている。

政治制度

2.21 スリランカは、議会制と大統領制が複合した民主社会主義共和国である。憲法は1978年に公布され、2015年4月に改正された。

2.22 直接選挙で選ばれる大統領は5年任期（最大2期）、国家元首、政府の長、軍最高司令官を兼任する。2015年1月の大統領選挙で、マイトリパーラ・シリセーナ (Maithripala Silisena) は、51.3%を集票し、2005年からの現職マヒンダ・ラージャパクサ (Mahinda Rajapaksa) を破って大統領就任した。投票率は歴史的にも高く81.5%であった。後日の分析では、シンハラ票が二分したこと（シリセーナは大統領選に立候補するためラージャパクサ内閣を辞任、このためスリランカ自由党 (SLFP : Sri Lanka Freedom Party) はシリセーナ派とラージャパクサ派に党内二分した）に加え、タミル票がシリセーナに集中した結果、シリセーナ勝利につながったことが示唆された。シリセーナは対立候補として周知されており、さらに、その時点では対立党であった統一国民党 (UNP : United National Party) のウィクラマシンハ (Wickremesinghe) 総裁の後押しを得た。ウィクラマシンハはシリセーナ政権で首相に任命された。

2.23 スリランカ議会は一院制、定足数225である。196議席は地方選挙で直接選出され、残りは比例代表制により選出される。最新の議会選挙は2015年8月17日に実施され、国内外の選挙監視団は信頼性があるとみなした。議会選挙結果は、大統領選を追認強化する形となり、「挙国一致」政府が誕生した。UNP とシリセーナ派 SLFP を含めた政党連立、グッドガバナンス共同戦線 (UNFGG : United Front for Good Governance) は、「グッドガバナンス」プラットフォームを掲げて、経済成長、透明性、民族間和解、および個人の自由と権利を公約し、106議席を確保した。前大統領ラージャパクサの統一人民自由連合 (UPFA : United People's Freedom Alliance) はラージャパクサ派 SLFP と合わせて95議席を獲得した（他の弱小反対党とともに、現在「反対派合同 (Joint Opposition)」と呼ばれている）。タミル国民連合 (TNA : Tamil National Alliance) は Ilankai Tamil Arsu Kachchi (ITAK) として16議席、残り8議席は弱小政党が獲得した。組閣は2015年9月4日。TNA 総裁ラジャヴァロティアム・サムパンタン (Rajavarthiam Sampanthan) は反対派合同リーダーに任命された。ラージャパクサは敗北を認め、選挙結果を受け入れ、一議員として活動する

旨の声明を公表した。

地方ガバナンス

2.24 スリランカの地方行政組織は、9つの州カOUNシル（州首相を長とする）と300超のローカルカOUNシルから構成される。州知事は中央政府代表として大統領が任命、任期は5年である。州知事と大統領の任期はほぼ一致している。2015年大統領選後、全9州知事が交替した。

2.25 最近年の州カOUNシル選挙は、5年任期の満了により2014年に実施された。スリランカ憲法第154F条によると、州知事は州カOUNシルの構成員の過半数の支持を得るために（知事見解において）最適任者を州カOUNシルの構成員に直接任命する。TNAは現在、北部州カOUNシルにおいて過半数を占めており、州首相は著名なタミル人主導者である。東部州カOUNシルの現州首相は、スリランカ・ムスリム・ कांग्रेस (SLMC : Sri Lanka Muslim Congress) のメンバーである。その他の州カOUNシルは、UPFA 党員が支配的である（シリセーナは、元UPFA 政治同盟の総裁、一方、ラージャパクサは特に草の根レベルで依然として強い影響力を持つ）。

2.26 現在、ローカルカOUNシルも同じくUPFA が過半数を占めている。政府によると、ローカルカOUNシル選挙は、選挙区変更を含めた選挙改革プロセスが進行中のため2017年以降に延期されている。

憲法改正

2.27 シリセーナ大統領の2015年選挙政綱には、大統領権限縮小の公約が盛り込まれていた。2015年4月28日、議会は、一部の大統領執行権限の首相、内閣および議会への委譲に関する第19次スリランカ憲法改正を承認した。この改正では、そのほか、大統領と議会の任期を6年から5年に短縮、大統領任期に関する2期制限の復活（前大統領ラージャパクサが2010年に撤廃していたもの）、司法、警察、選挙、人権および司法長官職を監督する独立委員会の設置、ならびに新設委員会の委員任命のための憲法評議会の再設置が盛り込まれた。

和解

2.29 シリセーナ政権は、人権と和解を優先事項に掲げ、大きな成果を上げている。主な活動としては、北部州と東部州では軍人知事を文民知事に交代、内戦時代に軍が接収した土地の一部を原所有者に返還、テロ防止法 (PTA : *Prevention of Terrorism Act*) の下

での被拘留者の一部を解放と PTA 改正、ならびに国連との建設的関係の構築が上げられる。また、国の和解政策策定のための国民統合・和解事務局 (ONUR : Office of National Unity and Reconciliation) が設置された。

2.30 象徴的な変化は、和解への明るい見通しにつながった。2015 年の独立記念日式典には、1972 年以来はじめてタミル国民連合 (TNA) 幹部が参列、シリセーナ大統領は、シンハラ語、タミル語、英語の三か国語で平和宣言 (*Declaration for Peace*) し、内戦の犠牲者すべてに敬意を表した (両サイドの損失を認める重要な一歩)。2016 年の独立記念日式典では、シンハラ語とタミル語で国歌斉唱が行われた。2015 年、内戦終結記念日 (5 月) の名称を「戦勝記念日 (Victory Day)」から「英霊記念日 (War Heroes Remembrance Day)」と改称、また初めて北部・東部における記念行事を公認した。

2.31 2015 年 9 月、国連スリランカ人権調査高等弁務官事務所 (OISL) の報告には、内戦中、両サイドにより戦争犯罪や人権犯罪を含めた重大な違反行為が犯されたと記された。これを受けて、スリランカ政府は国連人権理事会において決議書を共同提案した。この提案では、スリランカの和解に向けた前進を認めつつ、スリランカは広範な移行正義メカニズムと和解プロジェクトを実施することを約定している。

2.32 2015 年 12 月 18 日、スリランカ内閣は、スリランカ国内の真実・正義・和解の前進メカニズムを監督する和解メカニズム調整事務局 (*Secretariat for Coordinating Reconciliation Mechanisms*)、行方不明者局 (Office of Missing Persons)、賠償局 (Office for Reparations)、真実・正義・和解・再発防止委員会 (Truth, Justice, Reconciliation and Non-Recurrence Commission)、ならびに特別弁護士裁判機構 (Judicial Mechanism with a Special Counsel) を首相官房内に設置した。2016 年 1 月、ウィクラマシンハ首相は、4 メカニズムの設計のため和解メカニズムに関する諮問タスクフォース (*Consultation Task Force on Reconciliation Mechanisms*) のメンバー 11 名を任命した。最終報告書は 2017 年中に大統領に提出されることになっている。これらのメカニズムは、効果的に実施された暁には、真の和解実現のためのプラットフォームとなると DFAT はみている。

2.33 2016 年 8 月 11 日、スリランカ議会は行方不明者局 (OMP) 設置法案を議決した。OMP は、スリランカ国内の行方不明者問題に対処するための最初の常設独立組織である。OMP メンバーは、憲法評議会の推薦に基づき大統領が任命する。OMP は、拘束センターの捜査、文書入手、およびスリランカ国内における喚問を含めて、失踪・行方不明者の調査および追跡の権限を持つ。OMP は、内戦前夜から内戦中および内戦終了後のラージャパクサが大統領職にあった期間 (2009 年 5 月～2015 年 1 月) に発生したケースについて調査する義務を負っている。それ以前、1970～80 年代の暴力的政治擾乱期間も対象となるであろう。OMP

は訴追責務を負わない。行方不明者問題の調査に関する旧大統領委員会は、任期中に 23,000 件を超える申し立てを受理した。OMP には、それ以上の大量の申し立てが寄せられると予想される。本報告書作成時点で、OMP は依然として設置作業段階にあり、スタッフ確保は開始されていない。OMP には既定任期はなく、任務完了には数年を要すると予想される。

人権枠組み

2.34 スリランカは主な国際人権条約を締結済みであり、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約 (*Convention on the Elimination of all Forms of Racial Discrimination*)、市民的及び政治的権利に関する国際規約 (*International Covenant on Civil and Political Rights*) (および第 1 号選択議定書)、経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約 (*International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights*)、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (*Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women*) (および選択議定書)、拷問およびその他の残虐、非人道的または品位を傷つける処遇または刑罰に関する条約 (*Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment*)、子どもの権利条約 (*Convention on the Rights of the Child*) (および選択議定書)、すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約 (*International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of their Families*)、強制的失踪からのすべての者の保護に関する国際条約 (*International Convention for the Protection of all Persons from Enforced Disappearance*)、ならびに障害者の権利に関する条約 (*Convention the Rights of Persons with Disabilities*) を批准している。スリランカ憲法第 3 章「基本的権利」は、多くの国際的人権を保証している。

国内人権機関

2.35 国内人権機関は、スリランカ人権委員会 (HRC SL : Human Rights Commission of Sri Lanka) と称し、本部はコロンボにあり、全国に 10 支所を置く。国民は、基本的権利に関する違反について HRC SL に申し立てを行うことができる。HRC SL は、行政・執行処分がかかわる問題に関して包括的調査を実施する。また、申し立ての受理件数および解決件数について年次報告書を作成する。受理した申し立ての大半は、学校入学許可や公機関の昇進における差別に関するものだが、拷問、失踪、超法規的殺人、拘禁中の死亡、ならびに逮捕・拘束措置に関するものも含まれる。

2.36 HRC SL は、2009 年 3 月、国内人権保護推進機関の国際調整委員会により、Status B

認定を受けた。これは、「パリ原則」（国内機関の状態に関する原則）に完全準拠ではないことを意味する。HRCSL の能力は、2015 年 10 月に法律、学術研究、および国連機関のキャリアを持つ人材を委員に新規登用して以来、向上している。DFAT は、新委員の活動は職務遂行に必要な独立性を踏まえたものとなるとみている。新委員は有能であり、HRCSL は十分な権限を有する。しかし、委員会は依然として人材不足である。国連人権高等弁務官は、2016 年初めのスリランカ担当就任後の声明において、「昨年の最大の達成の一つは、スリランカの人権委員会の合法性と独立性の回復である」と述べた。

治安状況

2.37 2009 年 5 月の内戦終結以来、スリランカの治安は大幅に改善されている。スリランカ政府は、軍、諜報機関および警察を通じて全国を掌握している。

2.38 犯罪率は地域差がある。コロンボ地区が最も高く、西部州および北部州で高い傾向にある。殺人の発生は近年急減しており、現在は他の南アジア諸国と同程度となっている——UNODC（国連薬物犯罪事務所）の推定によると、2013 年の殺人率は 100,000 あたり 2.9。暴行や強姦を含めて他の多くの重大犯罪の発生率は横ばい、ないし僅かに上昇している。DFAT では、北部と東部においてジェンダーに基づく暴力（GBV）の報告件数増加を認めしており、効果的な対応がなされていないとみている。

北部と東部の治安状況

2.39 北部と東部の治安は内戦終結後は激的に改善し、移動の自由が高まり、市民生活における軍の介入が減少している。しかしながら、マンナール（Mannar）、バブニヤ（Vavuniya）、キリノッチ（Kilinochchi）、ムッライティーヴー（Mullaitivu）、ジャフナ（Jaffna）などの都市を含めて北部州では軍と治安部隊は大きな存在感を維持している。スリランカ政府によると、内戦終結以後は軍の縮小で人員は約 30%減となっているが、北部には国防軍部隊 70,000 名、民間警察 15,000 名が依然として駐屯している可能性がある。2016 年 9 月、北部に低レベルではあるが明白な軍の存在を DFAT は認めている。軍の大半はジャフナ半島の治安部隊野営地内（「厳戒区域」とも呼ばれる）または周辺の小規模キャンプ内にとどまっている。厳戒区域は、肥沃な土地を占有し、住民も多く常設構造物や手入れされた農地が広がる。政府は、北部州内の厳戒区域縮小に着手しており、これまでにジャフナでは土地 1,000 エーカー以上が解放された（厳戒区域外を含む）。北部や東部に接続する主要道の軍検問所は 2015 年に撤去された。今日、北部と東部への移動に制限は課されていない。

3. 難民条約に基づく申立て

人種／国籍

3.1 スリランカ憲法は、「いかなる国民も、人種、宗教、言語、カースト、性、政治的意見、出生場所などを理由に差別されないものとする」と定めている。しかしながら、言語と宗教を軸とするコミュニティ問題とともに、民族はスリランカにおける分裂の根源である。この三つの問題（民族、言語、宗教）は、スリランカの日常生活の根底をなしており、和解プロセスの基盤である。

3.2 大半のスリランカ人は自民族のコミュニティ内で生活しているが、大都市域では、近隣の他の民族集団と融合する傾向がある。コロンボでは、シンハラ人、タミル人、ムスリム人（スリランカでは、ムスリム人（ムーア人も呼ばれる）は単なる宗教集団の呼称ではなく民族性とみなされている点に注意）の人口比はほぼ等しい。高レベルの融合は、国内他地域のタミル人とムスリム人が、より大きな経済機会を求めて、または紛争による国内移転先を求めてコロンボに移入したことが理由である。タミル人比率は北部州において圧倒的に高く、内戦時代に北部と東部は孤立していたこともあり、北部と東部では融合は低レベルにとどまっている。

3.3 言語に基づく公式差別は歴史を通じて問題となってきた。1956年公用語法 (*Official Language Act*)（「シンハラ唯一法 (Sinhala Only Act)」とも称する）はシンハラ語を唯一の公用語と定めたが、1987年の改正憲法は、タミル語を第2の公用語と認めている。2012年、3言語政策 (*Trilingual Policy*) が導入され、スリランカ全国でシンハラ語、タミル語、英語によるコミュニケーションの権利が確保された。この政策に基づき、2007年7月1日以後に雇用されたすべての公務員は、年次昇給適格となるためには雇用5年以内に他の公用語（シンハラ語またはタミル語）に習熟しなければならない。しかしながら、北部・東部においてはタミル語を話す警察官や教師は少数に留まっている。

3.4 DFAT の評価するところ、背景を問わず一般に、スリランカ人が公式差別を受けるリスクは小さい。これは、現在、教育機会、雇用、または住宅取得機会を含めて、民族性を理由として差別する公式な法律や政策はないことによる。しかしながら、民族性に基づく社会的差別は生じる可能性があるとして DFAT はみている（個別民族集団のセクションを参照）。

タミル人

3.5 タミル人はスリランカで第2に大きな民族集団である。2012年の最新国勢調査に

よると、タミル人人口は 310 万人であった（1981 年は 270 万人）。タミル人の 32%は北部州の住民であり、北部州では総人口の 93%をタミル人が占めている。タミル人の 20%は東部州に、12%が西部州（コロンボを含む）に居住する。中部州は 12%、残る少数のタミル人は南部州、北西部州、北中部州、ウバ（Uva）州、およびサバラガムワ（Sabaragamuwa）州の住民である。

3.6 タミル人の政治的影響力は相当なものがあり、2015 年のシリセーナ政権誕生以来、政治的対話へのタミル人インクルージョンが増大している。タミル人政党は多数あり、TNA（タミル国民連合）の下で最大の連立政党が形成されている。TNA は現在、国会に 16 議席を持ち、北部州カウンシルでは過半数議席を占めている。TNA 総裁ラージャヴァロチアム・サムパンタン（Rajavarthiam Sampanthan）は、全国反政府派（National Opposition）のリーダーである。

3.7 北部州を含めてタミル語しか解さないスリランカ人は、警察、軍、その他の政府機関とのコミュニケーションに困難を抱える。DFAT は、こうした実際的な困難は、公式差別よりも、適格言語教師の不足、紛争による市民生活の崩壊、および過去の差別言語政策の名残りの面が大きいとみている。

監視、ハラスメント、逮捕および拘束

3.8 内戦中、有事規制やテロ防止法（PTA：Prevention of Terrorism Act）に基づき拘束された者は、他の民族集団に増してタミル人が多数に上った。特に北部と東部では、内戦中からラージャパクサ政権時代まで、治安部隊により多くのタミル人が監視、ハラスメント、逮捕、拘束されたと伝えられている。LTTE メンバーおよび支持者（そのほぼ全員がタミル人）であることが標的となった主な理由だが、これらの法の適用に当たっては差別の可能性が否めず、LTTE 支持は時として民族差別の隠れ蓑となった（「政治的意見」セクションを参照）。2015 年以降、シリセーナ政府は PTA に基づく拘束事例を再吟味し、タミル人を含めて一部の人々を解放した。現在は、内戦時に比べると PTA に基づく拘束事例は減少していると DFAT はみている。

3.9 日常生活におけるタミル人の監視やハラスメントは、シリセーナ政権下で大幅に減少した。今日、民事問題はスリランカ全国を通じて警察が責任を負っている。北部・東部では相当規模の（大部分は機能していない）軍の駐留が続いているが、武装兵士が兵営外に出ることは概ね制限されている。軍や警察が集会や NGO フォーラムを監視しているなど、今なお監視は続いている旨の報告もあるが、全体的な監視ケースは激減している。タミル人コミュニティの構成員も、政府当局との関係性の質的好転を指摘し、監視活動の理由や目的を問うことが可能となったという感触を抱いている。

宗教

3.10 宗教は、スリランカの日常生活において重要な役割を果たしており、民族性と直接的につながっている。シンハラ人はほとんどが仏教徒、タミル人はほとんどがヒンドゥー教徒であり、両民族ともにキリスト教徒は少数派である。ムスリムは民族性とみなされている。シリセーナ政府は（民族的と同時に）宗教的和解に取り組むことを公言している。

3.11 スリランカ憲法第 10 条は宗教の自由を、また第 14 条は公私を問わず崇拝の自由を保証している。しかしながら、憲法第 9 条は仏教に「最優位」を付与している。第 9 条の改正の可能性は、現在進められている憲法改正の懸案事項の一つである。スリランカ最高裁は、過去に 2 度、憲法の非宗教的解釈を支持する判決を下している。宗教の侮辱を意図した行為は、罰金または最長 1 年の禁固刑に処せられる。崇拝場所または信仰対象物への攻撃は罰金または最長 2 年の禁固刑に処せられる。

3.12 仏教以外の宗教も公的に認められている。スリランカは、4 宗教すべての宗教的休日を認知している。国家的行事には仏教、ヒンドゥー教、イスラム教、キリスト教の著名な主導者が招待されるが、ほとんどの行事では仏教儀式のみが執り行われる。主要 4 宗教の各々に責任を負う大臣が任命されている（大臣は、各自が責任を負う宗教の信徒である）。大半の公立・私立学校では、教師の有無に左右されるものの、宗教科目は仏教、ヒンドゥー教、イスラム教、キリスト教の選択が可能である。ヒンドゥー教とイスラム教の公立学校もある。

3.13 スリランカには宗教を理由として差別する法律や政策はなく、宗教を理由とする公式差別は稀であると DFAT はみている。同時に、前ラージャパクサ政府が宗教的差別を是認した——特に仏教徒過激派集団ゴドゥ・バラ・セーナ(BBS: Bodu Bala Sena、英語で Buddhist Power Force を意味する)の支持を通じて——という報告がある。最近の最重要事例は 2014 年に仏教徒とイスラム教徒の間で発生したアルトゥガマ暴動 (Aluthgama Riots) である。この例、およびその後の単発的報告については後述する（「ムスリム」セクションを参照）。

3.14 DFAT の評価するところ、スリランカの宗教集団の構成員のほとんどは、自己の信仰を自由に実践することができる。しかしながら、他者に改宗を勧奨する者はハラスメントや暴力を受けるリスクが高い。

違宗婚

3.15 違宗婚の件数や性質については公式データはないが、逸話的情報から、違宗婚は起こりえるものの比較的稀であると DFAT はみている。スリランカのイスラム教徒の違宗婚は、仏教徒やヒンドゥー教徒との間よりもキリスト教徒との間で生じることが多いと見受けられる。しかし、非イスラム教徒はイスラム教への改宗が義務付けられ、また子どもはイスラム教徒として育てなければならない。もっとも、DFAT のみるところでは、こうした改宗は時として象徴的なものである。キリスト教徒とヒンドゥー教徒の間の結婚は、スリランカでは他の違宗婚に比べると多くみられ、北部ではキリスト教徒とヒンドゥー教徒は比較的平和共存している。シンハラ人仏教徒がキリスト教徒と結婚するケースも時にみられる。

イスラム教 (ムスリム)

3.16 イスラム教はスリランカで 3 番目に大きな宗教集団である (同時に民族集団とみなされている)。1981 年～2012 年の期間中、スリランカのムスリム人口は 112 万人から 197 万人と 40% 増となった。スリランカのムスリムのほとんどはスンニ派である。ボーラ (Bohra) コミュニティ (タミル・ナードゥ (Tamil Nadu) 州を含めてインド出身のムスリム・コミュニティ) などのシーア派は少数で、その大半はコロンボに居住する。マレー (Malay) コミュニティ (多くは、セイロン警察のマレー人構成員の子孫) はイスラム教徒であり、少数の構成員は軍や警察で上級職にある。そのほか、メモン (Memon) コミュニティ (インドまたはパキスタン出身者の子孫でウルドゥー語を話す) は殆どがコロンボを拠点とする。そのほか、スーフィー伝統を守る少数のムスリムが存する。大半のムスリムは、タミル語を第 1 言語とする。ムスリム・コミュニティは、コロンボやキャンディ (Kandy) を含めてスリランカ全土に存在するが、大規模コミュニティは、アンパラ (Ampara)、バットィカロア (Batticaloa)、トリンコムアリー (Trincomalee) などの東部や、マンナールやプッタラム (Puttalam) などの西部にある。

3.17 スリランカ・ムスリム・ कांग्रेस (SLMC : Sri Lanka Muslim Congress) は、ムスリム最大政党であり、国会で 7 議席を占め、連立政権の一角に食い込んでいる。SLMC 主導者は大臣に任ぜられている。全セイロンムスリム・ कांग्रेस (All Ceylon Muslim Congress) もムスリム政党であり、国会に議席を持ち、党主導者は大臣職に任ぜられている。2 大政党 SLFP と UNP の構成員にも、ムスリム人が存する (大臣職を含む)。多くのムスリムは農業や漁業に従事しているが、実業、工業、行政分野にも少なくない。DFAT では、スリランカのムスリムが経済的に不利な立場にあることを示唆する証拠は了知していない。2014 年初め、シンハラ人国粋主義仏教徒集団が宗教的および経済的理由からハラール認証に異議を申し立て、スリランカで生産される食品のハラール認証の廃止を要求した。2013 年 3 月、イスラム諸国向け輸出用製品を除きハラール認証は廃止された。

3.18 内戦中、ほとんどのムスリムは政府（シンハラ人）軍側に付いたが、近年、ムスリムとシンハラ人仏教徒多数派の間に宗教的緊張が高まっている。シンハラ・ラバヤ（Sinhala Ravaya、「シンハラ人の怒りの声」の意）やボドゥ・バラ・セーナ（*Bodu Bala Sena*）などの国粋主義仏教徒集団は、宗教的・民族的緊張の火に油を注ぐ行動を続けており、ソーシャルメディアに宗教的動機付けのある攻撃を投稿していることが知られている。ラージャパクサ政府時代、これらの集団は活動について国の保護を享受していたが、シリセーナが政権の座に就いた2015年以降は国のサポートは失われた。米務省によると、これらの集団は、地方警察や地方政府職員のサポートを得ている可能性があり、例えば仏僧の嫌がらせや財物損壊についての苦情が無視されることがある。しかしながら、2014年6月のボドゥ・バラ・セーナ総書記ガラゴダ・アッテ・グニャーニャサーラのスピーチ（アルトゥガマの仏教徒とムスリム間の暴力行為を使喚したと多方面から非難された）以来、大規模な事件は影を潜めている。2日間にわたって続いた暴力行為は、死者4名、負傷者80名以上を出した。死者のうち3名はムスリム、1名はムスリムが所有者の農場の警備員であった。この暴動を受け、警察は2日間の外出禁止令を発令し、地域内の抗議行動の続発防止に努めた。グニャーニャサーラは、現在も反ムスリム感情を公言しており、司法による調査が続けられている。

3.19 ムスリム、ムスリムのビジネス、または信仰場所に対する言葉および身体的な攻撃は多数発生している。ムスリム局（Secretariat for Muslims）によると、2015年、ヘイトスピーチ、言葉による侮辱または腕力、またはムスリムの宗教的資産を冒瀆する試みは82件発生している。しかしながら、2014年と比べると60%以上の減少である。

3.20 DFATのみるところでは、スリランカのムスリム人口や暴力件数が比較的少ないことから、スリランカのムスリムに対する政治的または宗教的暴力リスクは低レベルである。

3.21 さらにDFATは、スリランカのムスリムは他の宗教集団と同じく、公式には差別されておらず、全般に信仰の自由を享受可能とみている。スリランカのムスリムは、選挙に際しムスリム政党に投票する政治的意思を行使可能である。上述の宗教的緊張や暴力の減少は、スリランカ人イスラム教徒に対する社会的差別は低レベルであることを意味するとDFATは捉えている。

ムスリム国内避難民（IDP）

3.22 内戦中、ムスリムは、LTTEにより北部・東部から追い出され、国内避難民となった。土地返還プロセスにおいて優先対象ではなく、これが苦情の一因となっている（「土地返還」セクションを参照）。

政治的意見（実際のまたは帰属された）

3.23 独立以来、定期的に民主選挙が実施されている。大規模な暴力や不正操作によって損なわれたことはないものの、必ずしも完全に自由かつ公正であったとはいえない。最近の選挙は比較的スムーズに進行したといわれている：2015年1月8日の大統領選は全般に平穏で混乱もなかった。2015年8月17日の議会選挙について、英連邦オブザーバー団体は「信頼性があり、民主選挙の主要基準が満たされ、結果は国民の意思が反映されたものとなった」と述べている。

少数民族および宗教的マイノリティを含めたマイノリティの政治的代表

3.24 マイノリティの政治参加を阻害する憲法や法律上またはその他の制限はない。スリランカの政治的景観は多様であり、民族、宗教、イデオロギーを代表する64政党が登録されている。議会における政治的代表は概して人口比例的である。本資料作成時点で、定数225のうち、タミルは29議席、ムスリムは21議席である。政党はしばしば合同し広義の民族のおよび宗教的連立を形成している。シリセーナ大統領の政権は、12以上の政党（ムスリム、タミル、仏教徒政党を含む）による多様性の大きい連立を基盤としている。

3.25 今日のスリランカには禁止された政党はなく、すべての政党は一般的な法の制約の下で自由に活動している。この自由は、著名な選出代表や官職者と、無名の党员、支持者、ボランティアに共通である。シンハラ人、タミル人、ムスリム、またはその他の政党の代表間の差の存在を示唆する証拠は、DFATの了知するところでは存しない。しかしながら、テロ防止法（PTA：Prevention of Terrorism Act）に基づき、政党または政治団体の所定の活動は制限される可能性がある。PTAによると、「暴力行為または宗教的、人種的またはコミュニティの不和を引き起こす、またはその意図を有する者」は最長5年の禁固刑に処せられる。

3.26 DFATのみるところでは、政治的意見を理由とする公式な差別を定めた法律や政策はなく、特定の集団に対する組織的な政治差別もない。

タミル・イーラム解放の虎（LTTE）

3.27 タミル・イーラム解放の虎 (LTTE : Liberation Tigers of Tamil Eelam) は、2004年のピーク時には兵力として約 18,000 の戦闘員を擁していた。LTTE は、諜報や政治部門を持ち、スリランカ北東部のキリノッチ (Kilinochchi) に置かれた事実上の首都を拠点とする包括的管理構造を有していた。LTTE 支配地域の過半数を占めるタミル人市民は、当然ながら LTTE と無関係ではいられなかった。LTTE は外国資本の支持を受け、タミル人兵士 (志願または強制徴用) を擁していた。

3.28 内戦終結が近づいた時期、政府治安部隊は、降伏または捕虜となった多数の LTTE メンバーを逮捕および拘束した。彼らの過半数は政府の更生センターに送られた。一部の少数はスリランカ司法体系の下で起訴された。逮捕されなかったものの多数の市民が LTTE 活動のほか妨害活動や反政府感情の疑いで尋問や監視を受けた。公式に義務付けられてはいなかったが、多くの地域では軍は市民生活の諸側面において可視的かつ積極的な役割を果たした。シリセーナ政府は、市民生活への軍の関与は中止されたと公的には主張している。

3.29 スリランカ政府当局は今なお、国内全域で LTTE の再出現の可能性に神経をとがらせている。英国移民・庇護上級裁判所の聴聞における専門家証言によると、スリランカ当局は元 LTTE メンバーおよび支持者に関し、「阻止 (stop)」および「注視 (watch)」電子データベースを含めて情報収集および高度な諜報活動を行っている。「阻止」リストには、現裁判所命令、逮捕状またはスリランカパスポート没収命令を受けた個人名が含まれている。「注視」リストは、分離主義者や犯罪活動などでスリランカ治安部隊が関心対象とする個人名が含まれている。「注視」リストに記載されている者は拘束される可能性はないが、英国からの旅行者 (大半はタミル人) が空港到着時に拘束されたというメディア報告もある。これらの報告は未確認ではあるが、DFAT では「注視」リスト掲載者は監視されている可能性があるとみている。

3.30 元 LTTE メンバーの政治を含めた公的生活への参加に法的障壁は存在しない。2015年8月の議会選挙で、TNA は元 LTTE メンバーの立候補は却下したが、元戦闘員は民主主義十字軍 (*Crusaders for Democracy*) 団体を設立し、立候補した。全員落選したとはいえ、彼らの参加は、オープンで民主的な選挙プロセスを実証するものとなった。

3.31 DFAT のみるところでは、スリランカ国内において LTTE はもはや組織的軍隊としては存在していない。スリランカ国内の元 LTTE メンバーは、国外からの帰還者を含めてスリランカ人に対する影響力行使能力は最小限と思われる。さらに、北部と東部における監視活動も全体的に縮小していると DFAT は見ている (3.9 を参照)。シリセーナの下でスリランカ政府は制限緩和公約を実践している。2015年11月、国連安全保障理事会決議 1373 リス

トを吟味し、同じく同月、タミル人ディアスポラ組織 8 および 269 個人をテロリストリストから除外した。しかしながら、LTTE とつながりを持つ著名個人は、引き続き政府当局の関心対象であり、監視は続けられる可能性がある。

LTTE (タミル・イーラム解放の虎) メンバーとみなされた者

3.32 最新の UNHCR スリランカに関する適格性ガイドライン (2012 年 12 月) は、LTTE とのつながり (実際のつながりと、つながりがあるとみなされる場合) は、国際的難民保護必要性の事由の一つとなると記している。つながりの性質は以下を含めて多様である：

- ・ LTTE が今日の北部州および東部州の大部分を支配していた時代、LTTE 文民政府において相当な権限を持つ上級職にあった者

- ・ 元 LTTE 戦闘員または「幹部」

- ・ 元 LTTE 戦闘員または「幹部」で、負傷などの理由により LTTE により、政府内、諜報、「コンピュータ部門」またはメディア (新聞・ラジオ) の職務に雇用されていたもの

- ・ 元 LTTE 支持者で、軍事訓練は受けなかったが LTTE メンバーの保護や輸送、または LTTE のための物資の供給や輸送に関与した者

- ・ LTTE 資金調達およびプロパガンダ担当者、ならびに LTTE に対し資金およびその他の支援を提供したスリランカ人ディアスポラとつながりを持つ (みなされる場合を含む) 者

- ・ 上記に該当する者の家族、または被扶養者など密接な関連を有する者

3.33 実際には、これらのカテゴリーの該当者を識別することは困難であろう。UNHCR ガイドラインは、スリランカ軍と LTTE の一部メンバーは、内戦中の戦争犯罪および人権に関する重大違反への関与に基づき、国際難民保護の対象外となる可能性がある」と記している。対象外とする主な事由は次の通り：拉致および強制的失踪、民間人への無差別攻撃、移住強制、拷問およびその他の残虐、非人道的および品位を傷つける処遇、殺人 (政治的暗殺を含む)、大量殺戮、超法規的および即決処刑、強姦、ならびに攻撃・兵役・労働への強制徴用 (子どもの徴兵 (時として拉致による))

更生

3.34 内戦終結以来、スリランカ政府は、元 LTTE を対象とする大規模な更生活動を実施している。スリランカ全国に 24 の更生センターがあり、外務大臣 GL Peiris によると、2009 年の内戦終結以来、逮捕され更生センターに送られた LTTE メンバーは 2014 年 3 月現在、合計 12,288 名に上っている。DFAT の理解するところでは、(北部州) で現在も稼働中の更生センターはバブニヤ (Vavuniya) 1 か所のみ、元 LTTE 戦闘員約 50 人が収容されている。ウェリカンダ (Welikanda) とカンダカドゥ (Kandakadu) にあった 2 つの更生センターは、現在は、薬物中毒リハビリセンターとなっている。

3.35 更生プロセスは透明ではなく、実施されている活動はセンターごとに差があるものの、職業教育とトレーニングに重点が置かれていた。男性の場合は、溶接、石工、配管、運転、洋裁、配線、言語、コンピュータ技能、および野菜栽培などが主な項目であり、女性に対しては、料理、美容術、洋裁、言語、コンピュータ技能のトレーニングが実施された。元子ども兵士は教育課程を修了することが認められた。多くのセンター収容者は、解放後に正規雇用への就業が困難と報告しているが、一方で、更生センターで得た職業スキルにより雇用機会が拡大したとの報告も多い。更生を受けた元 LTTE メンバーの失業率は全国平均を上回るものの、これは、以下を含めて多数の要因が絡んでいる：北部と東部の経済状態の貧弱さ、内戦関連の障害、元メンバーの雇用への消極的姿勢、または元 LTTE メンバーに関する報告要件が他の場所での就業機会の追及を阻んでいる。スリランカ政府、および国内外 NGO は、更生センター解放後のサポートを提供している。

3.36 更生総局 (Commission-General for Rehabilitation) ウェブサイトによれば、センターでは教育やトレーニングのほか、「精神的、宗教的および文化的リハビリ」により「元戦闘員のゆがめられた精神状態を正しい方向に導く」活動が実施されている。DFAT のみるところでは、更生プロセスは、面接、情報提供者からの情報、およびその他の関与の深さ、関与期間、および活動実績を実証する関連情報を通じて、重要メンバーとそれ以外のメンバーを区別するためにも使用されている。この情報は、収容者のカテゴリー分類に使用されるほか、テロまたはその他の犯罪で起訴すべき人物の特定にも使用される。

3.37 更生センターから解放された者の過半数は解放時に出身地に戻っている。彼らは、一般市民と同様に、金銭的その他の帰還支援および公共サービスを享受するためにはローカル Grama Niladhari (村役人) に登録することが義務付けられている。正式な解放後仮釈放措置という形ではないものの、元 LTTE はローカル軍部隊の民生部門局に登録することが義務付けられており、継続的な監視や報告の対象となる可能性もある。監視レベルは、該当する元メンバーの LTTE 内での地位に左右される。

重要 (high-profile) 元 LTTE メンバー

3.38 監視、逮捕、拘束または起訴リスクが最も高いのは、LTTE の元幹部 (内戦時代に戦闘員であったか文民機能を果たしたかを問わない) である。LTTE 幹部のほとんどは内戦中に死亡したが、降伏または捕虜となり更生センターに収容または起訴された者も多い。一部の元幹部は内戦前、内戦中または終結後にスリランカを離れた可能性がある (「スリランカ国外の元 LTTE メンバー」を参照)。内戦中にテロまたは重大犯罪にかかわった、または LTTE に武器または爆発物を提供した疑いのある元メンバーは重要 (high-profile) 人物

とみなされるであろう。

3.39 2014年4月11日、キリノッチ (Kilinochchi) において LTTE 支持のフライヤーを投稿したかどで、軍は、バブニヤ (Vavuniya) 地区の LTTE メンバー容疑者 3 名を殺害した。2014 年以降については、DFAT では類似ケースを了知していない。

3.40 DFAT では、残る重要（「高リスクまたは「ハードコア」」元メンバーは、スリランカ当局の注意を引くことになった場合には、しばしば更生センター収容期間終了後に、スリランカ刑事法廷を通じて逮捕、拘束、起訴されることになる」とみている。更生センターまたは刑務所からの釈放後、重要元 LTTE メンバーはスリランカ当局の厳しい監視を受けることになるであろう。ただし、該当する元 LTTE メンバーは人数は少なく、多くはすでに当局の把握下にある。

非重要 (Low-profile) 元 LTTE メンバー

3.41 内戦終結以来、逮捕され更生センターに収容された LTTE メンバーは数千人に上る。この数は基本的に、元戦闘員、管理やその他の任務に雇用された者、および内戦中に LTTE に対し高度な非軍事的支援を提供した者を含んでいる。

3.42 DFAT のみるところでは、これらの非重要 (low-profile)（「低リスク」）元メンバーの大多数はすでに更生を終え解放されているが、スリランカ当局の注意を引くことになった場合には拘束され現存する更生センターに送られるであろう。非重要元 LTTE メンバーは、更生センターから解放後に監視対象となる可能性があるが、概ね起訴されることはない。

スリランカ国外の元 LTTE メンバー

3.43 カナダ、ヨーロッパ、オーストラリア、マレーシア、およびインドのタミル・ナドゥ (Tamil Nadu) 州を含めて、スリランカ国外に生活するスリランカ・タミル人は 100 万人を超える。スリランカ・タミル人ディアスポラのメンバーは、これらの国々の市民権を有する、二重国籍者、または合法的に居住国に滞留する許可を得ている可能性がある。多くのタミル人ディアスポラのメンバーが、家族に会うため、休暇または仕事でスリランカに一時帰国している。タミル人ディアスポラからの送金は、依然として、スリランカの家族やコミュニティ構成員にとって重要な収入源である。

3.44 タミル人ディアスポラの一部メンバーは、LTTE への資金、武器、およびその他の物質的支援の提供者として、またスリランカ国内の分離独立タミル国家の政治的擁護者と

して、内戦において中心的役割を果たした。2001年9月以後、LTTEは多くの国々でテロリスト組織とみなされており、LTTEはタミル人ディアスポラ・コミュニティからの資金確保が困難になっている。

3.45 一部のタミル人ディアスポラ集団は、依然として各自の居住国においてスリランカ国内の分離独立タミル国家を支持する公的示威活動を続けている。LTTE支持ディアスポラ集団の主要幹部は、こうした活動への参加の結果としてスリランカ当局の注意を引く可能性がある。

3.46 シリセーナ政府は、すべての国外居住スリランカ人の帰還またはスリランカ経済への投資を公的に奨励している。DFATのみるところでは、スリランカ当局は全般に、リスクレベルに応じてスリランカに帰還するタミル人ディアスポラメンバーを監視対象とする可能性がある。

家族メンバー

3.47 確認は取れていないが、元LTTEメンバーとの親族関係を理由に逮捕・拘束されたという近親者からの報告をDFATは了知している。スリランカ当局の指名手配を受けている重要元LTTEメンバーの近親者は監視対象となっている可能性があるとしてDFATはみている。

逮捕、拘束および起訴

3.48 スリランカの2005年有事規制（2011年に廃止）第22規則に基づき、司法審査または法的代理人へのアクセスなしに、最長2年間の更生センターなどにおける行政拘束が可能である。こうした条項の一部は、テロ防止法（PTA: *Prevention of Terrorism Act*）において類似規則に差し替えられ、現在も効力を有する（現在、見直し中）。PTAに基づき、被疑者を罪状なしに3か月間、合計18か月まで拘束可能である。PTAに基づく逮捕のほか、一部の元LTTEメンバーは他の刑事責任に基づき逮捕及び拘束されている。

3.49 DFATでは、更生センター以外における元LTTEメンバー被拘束者数を確認することはできない。若干数の元LTTEメンバーがスリランカ刑事司法体系の下で拘束され起訴されている。2015年11月、アイスランドの新聞は、司法相ウィジェヤダサ・ラージャパクシェ（Wijeyadasa Rajapakshe）によると政府によって身柄拘束されているLTTE幹部被疑者はわずか204名（更生センター収容者およそ50名を含む）、56名が有罪判決を受け、124名が審理中であると報じた。

3.50 刑事事件においては、スリランカ憲法に則り有罪が立証されるまでは無罪と推定され、立証責任は検察に存する。しかしながら、PTA 違反については、被告に無罪立証責任が課されている。刑事事件では被疑者は陪審裁判によって審理されるが、PTA の下では一般的に審査団 (panel of judges) による審理が行われる。PTA は、他の刑事事件では許容されない所定の種類の自白も認めている。すべての被疑者は法的代理人へのアクセス権および有罪判決の上訴権を有する。

3.51 被疑者の重要性レベルおよび利用可能な証拠に応じて、司法長官は更生処置、実刑判決、または稀ではあるが訴訟却下を求めることができる。更生処置のみの提言は、通常、非重要被疑者に限られる。一部の重要被疑者は、更生センターにおける拘束に続き実刑判決に服することになる。

3.52 LTTE メンバーの全体的有罪判決率について情報は得られていないが、PTA の下で審理される事件は要求される立証水準が低いことから、有罪判決率は高い可能性が示唆される。2012 年 12 月の報告において、ノルウェー出身国情報センターLandinfo は、PTA の下で有罪判決を受けた者の殆どに対する宣告は 2 年の禁固刑のみであると記している。

社会的差別

3.53 更生処置を終えた元 LTTE メンバーの大半は、北部・東部の自分のコミュニティに戻り、受け入れられている。ただし、彼らはスリランカ当局への情報提供者となっている疑いもある。北部・東部のタミル人の間では、多くの人々は LTTE 活動への参加を強要されたという理解がいきわたっている。DFAT では、こうした状況から非重要 LTTE メンバーに対する社会的差別は全体的に低レベルであるものの、3.35 に前述した理由から就業困難に直面している例も一部にあるとみている。

3.54 女性の元メンバーの場合は、性的ハラスメントやコミュニティ内での汚名を含めて、結婚相手が見つからない、安定した就職が難しいなど、男性以上の困難に直面している。この問題については信頼できる NGO の報告があるが、申し立てを確認するのは非常に困難である。強制的に徴用されたケースでは、自分のコミュニティに受け入れられる可能性が高い。

3.55 DFAT のみるところでは、内戦中に北部・東部のタミル人に対する重大な人権侵害行為に関わったと疑われる LTTE メンバー、特に子どもの強制徴用の責任者と思われる者や、タミル人に対する拷問など残虐・非人道的・品位を傷つける処遇への関与が疑われる者は、社会的差別を受けるリスクにさらされている。

市民防衛隊 (CDF : Civil Defence Force) ー別名 : 民間治安部

3. 56 一部の更生措置を修了した元 LTTE メンバーは、スリランカ市民防衛隊 (CDF ; Civil Defence Force) に登用されている。米 국무省によると、CDF 創設理由の一つは元 LTTE メンバーの若者 (安定した雇用機会に恵まれない可能性が高い) への就労機会提供である。2015 年半ばの時点で、CDF は約 3, 600 名、その過半数が更生処置を受けた LTTE メンバーである。

3. 57 一部の市民社会組織は、元 LTTE の雇用を批判し、必ずしも自主的ではない可能性を指摘している。DFAT のみるところでは、軍の人員が CDF に加わる可能性は乏しいものの、参加を拒否した場合の結果を恐れて参加署名を強制されたと感じる者がいる可能性がある。多くの新規 CDF 参加者は、経済的理由——主として雇用機会がないため——により雇用に応じている。

関心対象となる集団

国内避難民 (IDP)

3. 58 スリランカの国内避難民 (IDP) の現在数については、特定は困難である。再定住・更生・ヒンドゥー教問題および刑務所改革省 (Ministry of Resettlement, Rehabilitation, Hindu Religious Affairs, and Prison Reforms) によると、2016 年 8 月時点で国内避難民は 43, 607 人である。ノルウェー難民会議及び国内避難民モニタリングセンターは、2015 年 12 月 31 日現在の内戦による国内避難民は 44, 000 人と報告している。加えて、自然災害による避難民は 66, 000 人に上る。2015 年、国際移住機関 (IOM) は国内避難民は最大 90, 000 人と報告した。

3. 59 内戦終結以来、483, 000 人以上が再定住している (大半は出身地に再定住)。再定住キャンプから出た後に受け入れ先 (ホスト) コミュニティに居住する国内避難民も多く、その主な理由は、内戦中に破壊または軍により占拠された結果としての住宅不足にある。多くの国内避難民が、避難生活は数年に及び、避難先で生活再建に取り組んでおり、このため出身地への帰還を選択しない、または帰還できない状況にある。この中には、内戦中に LTTE により西部のプッタラム (Puttalam) に移住させられたムスリム・コミュニティの 75, 000 人も含まれる。

3. 60 スリランカ政府は、土地を失った人々を含めて内戦中に避難した人々への土地返還に取り組んでいる。2016 年 8 月 16 日、「内戦による避難に関する耐久性のあるソリュー

ションに関する国家政策 (National Policy on Durable Solutions for Conflict-affected Displacement)」が発表された。発表では、北部の 31 の福祉キャンプ収容者に対して、他の国内避難民 (友人や親族の居宅に身を寄せた者や、内戦中に LTTE により家を追われたムスリム) に優先する処遇が約束された。一方で、他の国内避難民の再定住プロセスは遅々として進まず、軍の北部・東部の占拠地返還は遅滞し、避難民は希望の再定住先を選択できない場合もあり、被災者の不満が募っている。ジャフナ (Jaffna) では、解放された土地の一部は厳戒区域内にあり、土地所有者は土地を返還されたものの自分の土地への往還のたびに軍の検問所を通らねばならない状況となった。女性が筆頭者の世帯は、軍に囲まれた環境での生活に不安を感じ、日中は農耕にいそしんでも、ハラスメントの不安から夜間の滞在は避ける傾向にあると報告されている。しかしながら、DFAT のみるところでは、国内避難民への土地返還プロセスにおいて公式な差別に関する信頼できる証拠は存しない。

タミル・ナドゥ州からの帰還者

3.61 インド南部のタミル・ナドゥ (Tamil Nadu) 州には約 104,000 人のスリランカ・タミル人が居住しており、その過半数は 1980 年半ばの内戦勃発後にスリランカから移住してきた者 (またはその子孫) である。過半数 (約 70,000 人) は、タミル・ナドゥ州政府の運営する 110 のキャンプに生活しており、残りはキャンプ外で生活している。インド政府は、キャンプ居住者を支援し、教育、保健医療、安全保障、生計、社会保障、およびアメニティを提供している。スリランカ・タミル人は、インドにおいては労働および教育権利は限られておりインド国籍取得の道も閉ざされている。

3.62 内戦終結以来、タミル・ナドゥ州からスリランカに帰還したスリランカ・タミル人は多くない。UNHCR の支援を受けて帰還した者は 6,000 人程度 (非公式の帰還者数は把握されていない) に留まる。2015 年 1 月の新政府発足以後は、帰国を考慮するスリランカ・タミル人が増えている。2016 年の帰還者数は、2015 年に比して微増となった。しかしながら、身分証明書の取得、スリランカ国内における政府・非政府援助の受給、ロジスティックス制限 (帰還フライト手荷物は 50 に制限されている) を含めて、大規模な帰還を阻む行政の障壁は大きい。スリランカとタミル・ナドゥ州では、タミル語の方言差もわずかながら存する。

3.63 DFAT のみるところでは、タミル・ナドゥ州からスリランカへの帰還プロセスは、行政面およびライフスタイル面で若干の困難を伴う可能性があるものの、公式または社会的差別に直面することを示唆する証拠は存しない。元 LTTE メンバーのタミル・ナドゥ州からの帰還者は監視対象となる可能性がある (3.38~3.42 を参照)。

市民社会団体および政府批判者

3.64 スリランカ国内では、様々な NGO や市民社会組織が活動している。NGO は、NGO 国家事務局 (National Secretariat for NGOs) への登録が義務付けられている。スリランカ憲法第 14 (1) 条は、言論と表現の自由、平和的集会の自由および結社の自由を保証している。DFAT のみるところでは、スリランカでは政治的意見の相違に対する許容度は大きくないものの、徐々に許容性が高まっている。シリセーナ政府は、言論の自由を保証し、NGO 活動家やジャーナリストのサーベイランス (ラージャパクサ前政権時代には広く行われた) を廃止すると公約した。2015 年 1 月以来、特にコロンボではサーベイランスが縮小している旨が報告されている。

3.65 前ラージャパクサ政権の下では、特に人権問題関係の NGO およびその職員は、職務の遂行にあたり逮捕や拉致を含めて問題に直面していた。スリランカの国営メディアは頻繁に、NGO や市民団体活動家を裏切り者、LTTE シンパないし支持者、または「外国」や「西側」権力の後押しを受けていると非難した。NGO や市民団体の職員は、しばしば脅威 (死の脅威を含む) に曝され脅迫を受けていたと伝えられる。一部の NGO 職員は当局により拘束され尋問を受け、事務所は搜索され機器や文書が押収されたことが報告されている。国際 NGO スタッフの労働ビザ取得や更新が難しいこともあった。特に北部では、心理社会的カウンセリング、ガバナンス問題、法的扶助など微妙な問題関連のプロジェクトは実施に当たって問題に直面し、すべてのプロジェクト計画は NGO 局の承認を得ることが義務付けられていることが NGO から報告されている。DFAT では、NGO およびスタッフから、シリセーナ政権下で活動条件は改善したものの、北部・東部における活動など一部の活動は依然として監視されているという信頼できる報告を受けている。しかしながら、過去には劣悪な処遇を受けていたが、近年ではひどい扱いをされることはなくなったという報告も一部市民団体から寄せられている。

メディア

3.66 言論の自由はスリランカ憲法で保証されている。2015 年に設置されたメディア規制機関、スリランカ新聞評議会 (Sri Lank Press Council) は、大統領任命を受けたメンバーで構成されている。国営メディアは、2 つの TV 局、1 つのラジオ局 (8 チャンネル)、および大新聞グループ (シンハラ語、タミル語、英語の新聞を発行) から構成される。そのほかに、多数の民営 TV・ラジオ局、新聞、雑誌、およびウェブサイトがあり、シンハラ語、タミル語、英語で報道・出版している。国境なき記者団 (Reporters Without Borders) の 2016 年報道自由度指数ランキングで、スリランカは 180 ヶ国中 141 位である (2015 年の 165 位から改善)。公安や防衛問題に関する正式検閲レベルは内戦終結後は緩和され、2015

年の政権交代後はさらに状況が改善したと見受けられる。それにもかかわらず、北部を中心に一部のスリランカ人ジャーナリストや編集者はある種の自己検閲を続けている。

3.67 2015年5月、国際メディアのスリランカ評価ミッション（International Media Assessment Mission）は、シリセーナ政府の積極策によりメディアの自由が改善されたと認めた。例として、特に北部州の状況を報道するジャーナリストに対して国防省へのアクセスにビザ提示を求めた前政権の慣行が廃止され、情報に関する権利をめぐる法的保護が強化された。シリセーナ政府は、すべての外国メディア関係者は威嚇を受けることなく国中どこでも自由に移動し報道することができると、外国メディア歓迎姿勢を明らかにした。政府はまた、ジャーナリストは自己の意思により自由に政府を批判することができると公言した。加えて、過去にはブロックされていたウェブサイトを開放し、すべての亡命メディア関係者に母国帰還の門戸を開いた。しかしながら、国外亡命した多数のスリランカ人ジャーナリストのうち、スリランカに帰還した者はごく少数である。2009年にスイス亡命した著名ジャーナリストスナンダ・デシャプリア（Sunanda Deshapriya）は、2015年にスリランカを短期訪問した。この訪問は、亡命ジャーナリストが母国帰還可能となり始めたことの兆しとみなされた。2016年に議会通過し2017年2月に発効した情報権利法（*Right to Information Act*）は、政府に公式情報の公開を拡大することを義務付けている。

3.68 ジャーナリスト保護委員会（Committee to Protect Journalists）によると、2009年の内戦終結後はスリランカ国内のジャーナリスト殺害は知られていない。しかしながら、報道機関事務所への警察の強制捜査、ジャーナリストや編集者個人への攻撃、報道機関への放火などの攻撃など、特定の報道機関に対する過去の多数の攻撃事例をDFATでは了知している。ただし、最近はこの種の暴力の報告は寄せられていない。

3.69 2010年1月、風刺漫画家パラギート・エクナリゴダ（Prageeth Eknaligoda）が失踪した。スリランカ政府は、2015年3月にこの失踪に関する調査を開始、スリランカ軍士官数人をエクナリゴダ失踪との関連のかどで逮捕した。今日まで、過去のジャーナリスト殺害や拉致に関する決定的な調査結果は発表されていない。2015年については、メディア関係者の失踪や拉致の報告は寄せられていない。

3.70 DFATのみるところでは、2015年以降、ジャーナリストに対する暴力事件の発生件数は減っている。しかしながら、北部・東部では、ジャーナリストは依然として仕事からの危険を感じていると伝えられる。DFATでは、2015年に少数のジャーナリスト攻撃の報告（未確認）を得ており、少なくとも1件では、犠牲者は以前に比べると攻撃の激しさは軽減したと述べている。高位高官との強力なコネを持つジャーナリストは嫌がらせや脅迫を受ける恐れは小さいものの、大半のジャーナリストは大統領を直接批判する報道を自己

検閲していると思われる。

女性

3.71 スリランカ憲法第 12 (2) 条は、いかなる国民も性を理由に差別されないと保証している。スリランカは、*女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約 (CEDAW : Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women)* の締約国である。民法・刑法ともに女性の平等を規定しているが、離婚、親権および相続の面では法律は男性優遇である。

3.72 スリランカの政治史には著名な女性も数人認められる。3 度にわたり首相に就任したシリマヴォ・バンダラナイケ (Sirimavo Bandaranaike) と娘の元大統領チャンドリカ・バンダラナイケ・クマラトゥンガ (Chandrika Bandaranaike Kumaratunga) は代表的である。元主席判事シラニ・バンダラナヤケ (Shirani Bandaranayake) など、その他の重職に就いた女性の例もある。しかし、全体としては女性の政治参加は非常に低レベルである。現国会の定足数 225 のうち女性は 12 議席 (5.3%) に留まり、女性の議会代表率は南アジア諸国中最低である。本資料作成時、シリセーナ政権の女性は、閣僚 2 名、国务大臣 2 名、副大臣 2 名となっている。

3.73 女性に対する暴力はスリランカ全土で発生がある。UNFPA は 2015 年、女性に対する暴力はスリランカの社会経済集団すべてでみられるが、紛争地域では最悪の状況にあると報告した。2005 年 *家庭内暴力防止法 (Prevention of Domestic Violence Act)* は、強姦や家庭内暴力を刑事犯罪と位置付けている。配偶者間強姦は、法的に独立した個人間でのみ違法である。性的嫌がらせは刑法第 345 条に基づき最長 5 年の禁固刑に処せられる。近年、性的暴力や強姦の報告件数は増加している。特に地方部で増加率が高い傾向にあるが、大半の事例は社会的不名誉への懸念から報告されない可能性が高い。家庭内暴力は、特にタミル文化において頻発し未報告のままとなっている傾向がある。アジア人権委員会は、当局に報告されたケースの大半は「和議」となり起訴には至らないものの、時として重大事例では刑の宣告がなされている。シリセーナ大統領は、事件審理のスピードアップなど、女性（および子ども）の虐待防止のための対策を講じることを公約している。近年の大きく注目された女性に対する暴力事例—2015 年 5 月に北部州のジャフナ (Jaffna) で発生した女子生徒の集団レイプ及び殺人など—は、コミュニティを憤激させ、死刑要求の声につながった (4.10 を参照)。

北部・東部の女性の状況

3.74 北部・東部の女性を筆頭者とする世帯は約 90,000 世帯、その多くは内戦中に夫を

失った女性が世帯主となっているケースである。こうした状況にある女性は、家族の物理的安全の不足、永続的住居や経済機会の欠如、保健医療サービスを受けにくいなど多くの困難に直面している。また、タミル人やムスリムのコミュニティでは家の外で働く女性は疑惑の目で見られるため、社会的差別にも直面することになる。

3.75 北部・東部ではスリランカ軍によるとされる性的暴力や強姦が多数発生している。軍は、経済的に脆弱な女性に付け込むと非難されているが、信頼できる NGO 報告によると、一部の女性—特に戦争未亡人—は経済的必要性から売春を余儀なくされている。

3.76 出身地に戻った女性 IDP は、腐敗警察官が賄賂を受け取って家庭内暴力に目をつぶっているという。帰還 IDP 女性の多くは、タミル語しかしゃべれないため、シンハラ語の警察とコミュニケーションが難しく、このことがサポートを受けるうえで障壁となっている。最近の報告書は、女性警察官は少数で、タミル語を話す者は皆無、女性通訳の確保も難しいと記している。警察ホットラインは殆どがシンハラ語で対応する。北部・東部には唯一ジャフナに、女性向けセーフハウスが存在する。

3.77 全体として、DFAT のみるところでは、スリランカ全国において女性は社会的差別や暴力—特に家庭内暴力や配偶者暴力—のリスクが高い。このような状況の女性が利用可能な支援メカニズムは殆どない。

性的指向およびジェンダーアイデンティティ

3.78 シリセーナ政府発足以来、スリランカのレスビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーおよびインターセックス (LGBTI) コミュニティの抱える問題を公然と論ずる余地が拡大した。メディアは、LGBTI の人々を取り巻く問題を取り上げることが増え、コロンボを中心に LGBTI の著名人も多い。しかしながら、LGBTI コミュニティはスリランカでは、あまたの社会的、文化的、法的障壁に直面している。LGBTI の人々が利用可能な支援メカニズムは殆どない。少数の LGBTI 権利支援 NGO が、擁護活動を展開し支援サービスを提供している。しかしながら、地方部では都市部以上に公然と活動することが難しいと報告されている。2016 年 8 月、ヒューマン・ライツ・ウォッチは、公務員や広く社会一般によるジェンダーアイデンティティと性的指向を理由とする差別について総合的な報告を発行した。ローカル NGO が 2016 年 9 月に DFAT に述べたところによると、この報告書は状況を正確に記述している。

3.79 刑法第 365 条に基づき、「自然の理法に反する性的関係」や「甚だしく猥褻な行為」に対しては最長 10 年の禁固刑が宣告される。スリランカ独立 (1948 年) 以来、逮捕事例は

若干存するものの起訴された例はない。性的指向やジェンダーアイデンティティ、または LGBTI に対する憎悪犯罪に関する差別を禁じる法律はない。憲法改正プロセスの一環として、LGBTI 擁護者から憲法の平等条項（第 12（2）条）にジェンダーアイデンティティと性的指向を基本的権利として組み入れるよう提言が提出されているが、本報告書作成時点では、組み入れ実現については不明である。2015 年の米 국무省報告は、警察は LGBTI の人々に嫌がらせや暴行を加え、金銭や性的好意を強要することが知られているものの、警察の権力乱用が報告される率は低いと記している。一部の警察では、ローカル NGO がスリランカ人権委員会（Human Rights Commission of Sri Lanka）の協力を得て提供する LGBTI 問題トレーニングが実施されている。

3.80 2016 年、第 12 回ゲイ・プライド年例祭が批判の槍玉となり（特に、過激派国粋主義仏教徒集団シンハラ・レ（Sinhala-le）は激しく批判）、ソーシャルメディアには脅迫コメントが投稿された。一部の公的イベントが取り消しとなり、参加者保護のため警察が出動した。スリランカには専用「ゲイバー」はないが、コロンボには観光客向けホテルを含めて少数の「LGBTI に好意的な場所」がある。差別は制度面でも発生している。2016 年、「国際的反ホモフォビア&トランスフォビアの日（IDAHOT）」を祝う公的イベントに関する承認文書は、管轄認可当局によって「行方不明」となり、イベントは開催不能となった。

トランスジェンダーの人々

3.81 ローカル NGO 関係者の伝えるところでは、トランスジェンダーの人々は外見でそれとわかりやすいため、正規雇用就くことが難しく、売春に走る例もある。警察は、「成りすましによる不正行為」を犯罪とする路上生活者取締条例（*Vagrancy Ordinance*）や刑法第 399 条に基づいてトランスジェンダーを逮捕していることが知られている。逮捕が嫌がらせとなっている事例も一部に存する。

3.82 最近まで、スリランカでは法律上の性を自分の意思で選択することはできなかった。国民 ID カード（national identity card）に記載された性を変更するには、完全転換手術の証明が義務付けられた。ジェンダー転換は法外に高額な費用が掛かる一方、その質は低い。スリランカ人権委員会（Human Rights Commission of Sri Lanka）は、このような厳格な証明を必要としない「ジェンダー認知証明書」を提案し、保健省（Ministry of Health）は 2016 年 6 月、出生証明書のジェンダー変更支援に関する事務連絡文書（*Administrative Circular*）01-34/2016 を発行した。この省指示が保健医療サービス機関においてどの程度いきわたっているかは不分明である。DFAT のみるところでは、トランスジェンダーの人々が直面する公式および社会的差別は高レベル、暴力リスクは穏当レベルである。

3.83 総体的に、DFAT のみるところでは、スリランカ国民の大多数は性的指向やジェンダーアイデンティティに対して保守的である。社会的レベルでは個人の権利よりも集合的価値が優先され、性的指向やジェンダーアイデンティティは恥ずべきこととみられる可能性があると伝えられる。LGBTI の人々が日常生活において直面する公式差別リスクおよび社会的差別は穏当レベルである。差別のレベルや頻度はLGBTI コミュニティによる差があり、個々人の社会・経済的状態、宗教、居住地域によって異なる。例えば、都市部の中・上流階級の教育を受けたスリランカ人は、家族やコミュニティ内において自己の性的関心についてオープンであることができる。しかし、多くのLGBTI、特にムスリムは、嫌がらせを避けるために自分のアイデンティティを隠し続けている。

子ども

3.84 スリランカは1991年7月12日に子どもの権利条約 (*Convention on the Rights of the Child*) を批准した。1996年に設置された子どもの保護に関する大統領タスクフォース (Presidential Task Force on child protection) は、法改正や行政改革に関して数々の提言を行ってきた。2006年には、児童・女性問題省 (Ministry of Child Development and Women's Affairs) 内に国家子ども保護局 (NCPA : National Child Protection Authority) が設置された。

3.85 スリランカは、国際労働機関 (ILO) の最低就業年齢に関する条約 138 号および最悪の形態の児童労働に関する ILO 条約 182 号に調印し批准している。2008/9 年の ILO・UNICEF・世界銀行合同調査では、スリランカの5歳～14歳の子供の9.2% (302,000人) が児童労働に従事している (大半は農業と製造業)。米 국무省の2015年最悪の形態の児童労働に関する知見は、特に危険な児童労働関係においてスリランカ政府の執行権限は弱いと指摘している。

3.86 スリランカでは、子ども婚・早婚・強制婚 (CEFM) が問題である。一般婚姻令 (*General Marriages Ordinance*) および (非ムスリムに関する) キャンディー婚姻および離婚法 (*Kandyan Marriage and Divorce Act*) は、法定結婚年齢を18歳と定めている。ただし、親の同意がある場合は18歳未満の子どもの結婚を合法的とする条項が付されている。ムスリム婚姻及び離婚法 (*Muslim Marriage and Divorce Act*) では、法定結婚年齢はムスリムについては12歳、ただし Quazi (非専門家ムスリムリーダー) の承認がある場合はそれ以下でも可能としている。スリランカにおける子ども婚の比率は、他の南アジア諸国に比べると低い。2005～2012年の期間中、スリランカでは1.7%が15歳未満で結婚、また11.8%が18歳までに結婚している。子ども婚は、タミル人およびムスリム (主に東部のムスリム) において高比率である。DFAT は、2009年の内戦終結以来、北部・東部においてCEFMが増

加、またヒンドゥー教司祭の前で執り行われる法定年齢に満たない者の慣習婚の増加を示唆する報告（裏付けは乏しい）を了知している。

3.87 CEFM が一般的となっている理由はいくつか認められる。内戦中に女子は LTTE による強制徴用を避ける手段として結婚し、また IDP キャンプでは親が保護と引き換えに、および性的暴力のリスクを小さくするために女の子を手放したケースもある。内戦に続き、脆弱な女性を筆頭者とする世帯は経済的理由から女の子どもを結婚させた——義理の息子を農作業の労働力として確保するため——。そのほか、家族計画の普及が遅れていることや、婚外性関係に関する社会規範——早婚は、婚外性関係を持った女子の評判救済手段とみなされている——も理由の一端にある。

4. 補完的保護の申立て

恣意的な生命剥奪

4.1 国連人権高等弁務官事務所のスリランカ調査報告書（2002～2011 年を対象）は、スリランカでは内戦中、特に北部・東部において超法規的な殺人、失踪、および身代金目当ての誘拐が頻発したと記している。これらの多くは、スリランカ治安部隊、LTTE、および民兵組織による犯行とされる。一部、仕事絡みや個人的事情から殺害または拉致されたケースもある。DFAT のみるところでは、元 LTTE メンバーが関与する暴力を含めて、超法規的殺人、失踪、および身代金目当ての誘拐の発生件数は、内戦終結以後は激減している。

超法規的殺人

4.2 米務省によると、2015 年には確認された超法規的殺人の報告はない。最近の LTTE 関連の超法規的殺人は、2014 年 4 月、バブニヤ (Vavuniya) における「非常線設置&捜索」作戦でスリランカ軍が LTTE とのつながりがあるとされたタミル人男性 3 名を銃殺した件である。スリランカ当局は銃殺された者から武器、弾薬、爆発物を回収したと伝えられている。この事件以後、新たな LTTE 関連の超法規的殺人について DFAT は了知していない。

4.3 過去の超法規的殺人の加害者が告訴され有罪判決を受けた例もある。しかしながら、過去の超法規的殺人の多くは未解決のままである。シリセーナ政府は、未解決事件の解明に向けて尽力しており、2015 年には、数件の注目度の高い事件——被疑者は犯行時点で政府や軍の高官であった——を含めて、被疑者が逮捕された。2015 年 7 月、2006 年にトリンコムアリー (Tincomalee) のタミル人学生 5 名殺害で有罪判決を受け、2009 年に釈放されていた容疑者が再逮捕された（元警察官を含む）。彼らは、その後、保釈となったが事件

は再審理に付されている。同じく 2015 年、海軍士官 3 名および元陸軍兵士 1 名を含む被疑者 7 名が、2006 年の TNA 議員殺害の嫌疑で逮捕された。同じく 2015 年 10 月、別件の 2005 年の TNA 議員殺害の被疑者が逮捕された。被疑者の一人は東部州の元州首相 (Chief Minister) であった。

強制的または非自発的失踪

4.4 2015 年 12 月、スリランカは強制的失踪からのすべての者の保護に関する国際条約 (*International Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearance*) に調印し、2016 年 7 月には政府は行方不明者局 (Office on Missing Persons) の設置に関する法案を決議した (2.33 を参照)。赤十字国際委員会 (ICRC) の 2015 年年次報告書によると、行方不明者局には 16,000 件を超える内戦関連行方不明者捜索要求が提出されている。失踪者の多くは LTTE メンバーまたは支持者であった可能性がある。国連強制的または非自発的失踪に関する作業部会は、2016 年 11 月のスリランカ視察の後、同作業部会がスリランカ政府に報告した非自発的失踪 12,000 件のうち 5,750 件は未解決のままであると述べた。失踪者のうち、子どもは内戦中に LTTE に徴用された子ども兵士と推測される。北部州では約 800 件の子どもの追跡要請が提出されたが、家族の元に戻ることができた子どもはごく一部に留まっている。DFAT では、一部の失踪事例は移住者と関連している可能性を認めている。一例として、元 LTTE メンバーのカチラヴェル・タヤパララジャ (Kathiravel Thayapararaja) は 2009 年にスリランカ治安部隊の拷問を受け死亡したと伝えられていたが、2014 年、タミル・ナドゥ州に生存していることが判明した。

4.5 拉致や失踪の報告は大幅に減っている。強制的失踪が常態的に発生した期間は過ぎ、現在では現在では失踪事件は稀になっていると、複数の信頼できるスリランカ情報筋は伝えている。

拘留中の死

4.6 信頼できる数字は存しないものの、一部の刑事犯罪被疑者は勾留中に死亡している。2015 年 1 月～10 月の間に拘留中の死亡 58 件が報告されている。拘留中の死は、一般に自然死であり、単発的である。しかしながら、英国外務連邦省の 2015 年 7 月の報告書は、2015 年中の拘留中の死 4 件に警察が関与したと記している。

4.7 拘留中の死に加えて、多数の刑務所暴動で死者が発生している (異なる刑務所での関連性のない発生)。2012 年 11 月、コロンボのウェリキャダ (Welikada) 刑務所捜索後の暴動では囚人 27 名の死者が出た。調査委員会は、2015 年 7 月、ウェリキャダ刑務所暴動

に関する報告書を作成した。この報告書は公開されていない。

死刑

4.8 スリランカは、殺人および麻薬密売に死刑を課している。しかし、1976 年以来、死刑は執行されていない。刑事訴訟法 (*Criminal Procedure Code*) に基づき、死刑宣告はすべて上訴され、裁判所が任命した法律扶助弁護士が被告の弁護に当たることが義務付けられている。死刑執行には大統領の裁可が必要である。スリランカの死刑執行方法は絞首刑である。

4.9 スリランカ刑務所長官 (Commissioner General of Prisons) によると 2015 年 9 月現在、死刑宣告を受けた者は 1,115 名である。アムネスティ・インターナショナルによると、2015 年に少なくとも 51 人が死刑宣告を受けたが、大統領裁可は発行されていない。本報告書作成時点で、最新の死刑宣告は 2016 年 9 月 8 日の 2011 年の政治家殺害に関する元ラージャパクサ大統領 (当時) 派議員ドゥミンダ・シルヴァ (Duminda silva) と従犯被疑者 4 名に対する死刑判決である。この決定は、司法の独立性の高まりの象徴とみられている。

4.10 2015 年 9 月、シリセーナ大統領は、2016 年以降は議会承認が得られれば死刑を執行することを示唆した。この発表は、重大な性的暴行や殺人のメディア報道に続く死刑を求める世論に応じたものである。本報告書作成時点では、議会が死刑指向を承認するか否かは不明である。

拷問

4.11 スリランカ憲法第 11 条およびその他の多数の法律条項は、拷問を特特定の禁じている。スリランカは、*国連拷問およびその他の残虐、非人道的または品位を傷つける処遇または刑罰に関する条約*を批准している。拷問は、7 年～10 年の禁固刑に処せられる。

4.12 過去数年、多数の信頼できる機関から、スリランカの軍や諜報部隊によるとされる拷問—大半は内戦開始直後の期間、LTTE につながる (ただし帰属はしていない) とみられた人々に関するものである。

4.13 主な報告は次の通り：

- ・国際真実&正義プロジェクト (ITJP) 2016 年報告書、*口を封じられた者：2015 年の拷問*

- と性的暴力を生き延びた者 (*Silenced: Survivors of torture and sexual violence in 2015*)
- ・ ITJP2015 年報告書、*終わりなき戦い：2009～2015 年のスリランカの拷問と性的暴力を生き延びた者 (A Still Unfinished War: Sri Lanka's Survivors of Torture and Sexual Violence 2009-2015)*
 - ・ 拷問からの自由 (FFT) 2015 年報告書、*汚された平和：2009 年 5 月以降のスリランカにおける拷問 (Tainted Peace: Torture in Sri Lanka since May 2009)*
 - ・ アムネスティ・インターナショナル 2012 年報告書、*封じ込め：スリランカの安全保障の下での被拘束者 (Locked away: Sri Lanka's Security Detainees)*

216 年 ITJP 報告書は、2015 年の 20 件の拷問に言及している。FFT 報告書は 2015 年の 8 件の拷問を記している。DFAT は、これらの報告書の申し立ては、多くが匿名であり、しばしばスリランカ国外の難民申請中の場合もある人間による第三者に対する申し立てであることから、証拠の確認は難題である点を指摘する。しかしながら、DFAT のみるところでは、スリランカ軍と諜報部隊による内戦中および直後の拷問に関する信頼できる報告がある。

4.14 タミル人は、内戦中、拷問の大きなリスクに直面していた。2015 年 9 月の国連人権に関する高等弁務官事務所のスリランカ調査報告書は、「内戦関連の政府軍による拷問の犠牲者は・・・概ねタミル人であり、しばしば PTA および有事規制に基づいて・・・政府支配地域において逮捕および拘束され・・・」と記している。

4.15 DFAT はまた、警察による拷問事例の報告も了知している。2016 年 4 月から 5 月にかけて、拷問及びその他の残虐、非人道的、または品位を傷つける処遇または刑罰に関する国連特別報告者がスリランカを視察し、通常の犯罪捜査との関連で警察が拷問を行っている可能性を否認せず、公安への脅威が認められるケースでは拷問リスクは高まる可能性がある」と報告している。

4.16 2016 年 10 月、スリランカ人権委員会(HRCSL:Human Rights Commission of Sri Lanka) は、国連拷問禁止委員会に対し、「拷問は常態的に・・・主として警察による拘束絡みで全国的に実施され・・・」と記した報告書を提出した。報告書は、嫌疑の質とは無関係に尋問・逮捕中に拷問が使用されているとも記している。HRCSL では、2016 年 8 月 31 日現在、208 件の拷問申し立てを受領している。2013 年の申し立ては 600 件であった。拷問報告の場所はスリランカ全国に広がるが、コロンボが最も多い。

4.17 スリランカの法廷では、拷問によって得た証拠は一般に認められない。しかしながら、テロ防止法 (*PTA: Prevention of Terrorism Act*) に基づく被疑者の場合は、警視補以上の階級の者によって得られた告白はすべて法廷で認められる。拷問を受けた者は、

スリランカ人権委員会への苦情申し立て、または直接最高裁に基本的権利違反を提訴することができる。警察または刑務所職員に対して苦情申し立てが行われた場合は懲戒処分が講じられる可能性があるが、近年の事例は殆どない。

4.18 DFAT のみるところでは、スリランカにおいては、軍、諜報部または警察による拷問は、現在は組織的ではなく国が背後に存することもない。また、軍や諜報部隊による拷問リスクは内戦終結以後は減っている。

4.19 DFAT は、警察による拷問や虐待の指摘は、概ね警察の能力の低さと訓練不足、正当な逮捕・拘束プロセスであること、さらに徹底的な捜査を実施せず自白を引き出すことに重点を置く劣悪な警察活動方式を反映しているとみている。

4.20 拷問の報告については立証も反証も殆ど得られていないため、拷問がどの程度に蔓延しているかは決定しがたい。しかし、DFAT では、宗教、民族、地域、またはその他のアイデンティティとは関わりなく、スリランカ人が、大半の場合は警察によるものである拷問に発展する虐待に直面するリスクは小さいとみている。近年は拷問件数は減っており、拷問とされるケースは、スリランカ総人口に照らして比較的少数に留まっている。

帰還者に対する拷問および虐待

4.21 DFAT では、亡命希望者がスリランカ帰還後に拷問や虐待について申し立てた少数の事例を了知している。しかしこの種の申し立ては多くが匿名でなされ、第三者に対してなされることもしばしばであり、拷問が起こったとされる時点から年月が経っているため、確認不能である。

4.22 2009 年以来、オーストラリア、米国、カナダ、英国はじめヨーロッパ諸国などからスリランカに帰還した亡命希望者は数千に上るが、拷問や虐待の申し立ては比較的少数である。DFAT は帰還民の状況を常態的にモニタリングしているわけではないが、移民法 (*Immigrants and Emigrants Act*) 違反が疑われる者を含めて、大半の帰還者にとって拷問や虐待のリスクは小さく、かつ低下し続けているとみている。シリセーナ政権下で監視は総体的に減少し、コミュニティの虐待不安も小さくなっている。

残虐、非人道的または品位を傷つける処遇または刑罰

恣意的な逮捕および拘束

4.23 スリランカの法律は恣意的な逮捕や拘束を禁じているが、テロ防止法 (PTA : *Prevention of Terrorism Act*) は、当局は罪状なしに被疑者を最大 72 時間拘留できると定めている。拘留期限後は、治安判事の指示または留置命令により最長 3 か月間、合計 18 か月を超えない範囲で罪状なしに被疑者を拘束可能である。被疑者の拘束場所は、警察署、拘置所、刑務所など定まっていない。ICRC とスリランカ人権委員会 (HRCSL : Human Rights Commission of Sri Lanka) は、PTA に基づく被拘束者へのアクセス権を持ち、単独で (警察の護衛なしに) 接見することができる。弁護士と家族は、単独接見は許されていない。2015 年 10 月現在、PTA に基づく被拘束者は 162 名である (男性 160、女性 2)。大半はタミル人で、元 LTTE とのつながりを疑われた者が殆どである。2016 年 2 月、PTA 被拘束者 17 名が、罪状なしの拘束に抗議してハンガーストライキを実行した。2016 年 9 月に情報筋が語ったところによると、PTA 被拘束者は一般囚人とは別途に収容されており、収容条件は一般囚人よりも良好であることが少なくない。

4.24 ラージャパクサ前政府時代に PTA の下で罪状なしに拘束された人々の処遇について、シリセーナ政府が講じた措置は限られている。2016 年 8 月、再定住・更生・ヒンドゥー教問題および刑務所改革相 (Minister of Prison Reforms, Rehabilitation, Resettlement and Hindu Religious Affairs) は、政府は被拘束者 39 名の釈放、および監禁に代わる更生の検討を含めて PTA 事例に関する司法プロセスの合理化に取り組むことを報告した。政府は、PTA の改正に取り組んでおり、後続の法律が現在が現在、議会監視委員会 (Parliamentary Oversight Committee) に提出されている。

拘束および刑務所

4.25 全般に、スリランカの刑務所では資源不足、過密、および劣悪な衛生状態などが認められ、状態は国際水準を下回っている。推定では、スリランカの囚人数 (2015 年 10 月時点で約 20,000 人) は、刑務所の収容能力を 60% 超えている。スリランカ政府は 2015 年、刑務所過密問題に関するタスクフォースを設置、ICRC と密接に協力して解決に取り組んでいる。一部の都市部の大規模刑務所は地方部への新設移転が計画され、移転は 2016 年に開始された。

4.26 ICRC は、スリランカ国内のあらゆる拘束場所、およびあらゆるカテゴリーの被拘束者 (PTA 被拘束者を含む) へのアクセス権を持つ。ICRC は逮捕通知を受けるが、資源の制約から、速やかに被拘束者の処遇判定のために接見可能とはなっていない。ICRC は釈放後のフォローアップおよび可能な範囲で支援を提供する。

体罰

4.27 スリランカの学校では、刑法第 82 条に定める通り、法律的には体罰は違法ではない。しかし、教育省 (Ministry of Education) は、事務連絡文書 No. 2005/17 第 2 項に基づき体罰を禁じている。教育省は、非暴力的統制方法に関する教員教育プログラムを実施している。2010 年の子供の権利委員会の審査に応じて、スリランカ政府は、体罰禁止のための法改正に乗り出す意図を表明した。

5. その他の考慮事項

国の保護

5.1 DFAT のみるところでは、スリランカには、宗教や民族性を理由に国の保護へのアクセスを阻害する法律や政策はない。すべての国民は、警察、司法およびスリランカ人権委員会 (Human Rights Commission of Sri Lanka) を通じて救済を求めることができる。実際には、救済迫及の道は言語障壁や資源不足により制限される可能性がある。加えて、北部・東部の一部のタミル人は、警察や治安部隊を完全に信頼しておらず、救済の道を求める傾向が小さい。

軍

5.2 スリランカ軍は、防衛省の下にあり、陸・海・空の三軍および沿岸警備隊合わせて 250,000 の人員を擁している。大半はシンハラ人だが、2015 年および 2016 年の新兵雇用は、タミル語能力を有することが重視された。徴兵制は敷かれていない。

5.3 内戦末期、軍の兵員数は激増した。内戦終結後は、軍は農業・商業面の事業に積極的に進出し、大半が北部にある厳戒区域 (High Security Zone) の占有を続けている。平時バランスの回復と兵力削減は、スリランカ政府にとって現行課題である。

5.4 政府は、市民活動への軍の関与は中止されたと公言している。しかしながら、軍は今なお膨大な優良農地を占有し、北部では軍の存在感は大きい。最も、以前に比べると軍人の姿を見かけることは少なくなっている。

警察

5.5 スリランカ警察 (SLP : Sri Lankan Police) の人員数は公称 85,000 人程度である。SLP は、刑法・民法の執行および法と秩序の維持全般の責任を負い、治安省 (Ministry of Law and Order) の管轄下に置かれている。正規人員に加えて、議会特別タスクフォース (STF :

Special Task Force) として 8,600 人も SLP の配下にある。シリセーナ政府は、憲法改正の一環として、警察の独立性促進を検討事項の一つに掲げている。総じて、SLP は訓練された能動的に活動する組織である。しかしながら、SLP 構成員の多くは内戦中に雇用されて経験を積んだ人員であり、コミュニティ警察の枠組みへの移行に当たり、抜本的な組織改編が必要とされている。

5.6 北部・東部を中心に、効果的な警察活動を阻む大きな障壁が言語である。北部州の警察官約 6,000 名のうち、タミル語能力を有する者は 172 名と伝えられる。女性警察官も少数に留まる。SLP は、全国の警察署に 36 の「女性・子ども課 (Women and Child Bureaus)」を設置しているが、女性警察官の数が少なすぎて十分な配属が実現していないと伝えられる。このため、家庭内暴力などの犯罪報告や支援の要求への対応が不十分となっている。

5.7 SLP は、警察内部の懲戒問題を扱う独立ユニットを設置している。概して警察報酬は十分とは言い難く、このため、一部の警察官が収入を補うため交通違反切符を発行するなど、軽微な腐敗が報告されている。スリランカ政府は、警察官の基本給 40%引き上げを示唆しているが、本報告書発行時点では実現していない。SLP は「IGP (Inspector-General of Police) に話そう (Tel the IGP)」サービスを実施、一般市民がフリーダイヤルや専用ウェブサイトで SLP にアクセスし、苦情や懸念を登録することが可能になっている。また、国家警察委員会 (National Police Commission) も、警察官個人に対する苦情と警察組織全般に関する苦情の双方を受け付けている。このサービスの利用状況について公式統計はない。

司法

5.8 スリランカの司法組織は、最高裁を頂点に置き、その下に上訴裁判所、州の高等裁判所および下級裁判所（刑事事件を審理する治安判事裁判所と民事事件を担当する地方裁判所）が配されている。最高裁判事は大統領が任命するが、その他の裁判官は司法委員会 (Judicial Services Commission) により任命される。2015 年 1 月、シリセーナ大統領は、15 年ぶりにタミル人首席裁判官 (Chief Justice) 任命した。裁判所は全国にあり、タミル語圏の裁判所にはタミル語能力を有する裁判官が配置されている。

5.9 スリランカの司法制度は、虐待や危害を受けた犠牲者に国の保護と救済要求を認めている。この要求は、最高裁への「基本的権利」ケースの直接提出という手段も可能である。議会制定法 (Acts of Parliament) の合憲性審理に関する最高裁権限は限定されている。

5.10 スリランカの司法体系は負担過剰となっており、煩瑣な法手続き、被拘束者の多さ、適格警察・検察・判事の不足から、事件の審理開始は大幅に遅れる可能性がある。

5.11 全般に、スリランカの法律は量刑判決指針は規定していない。このため、事件の事実によるが、量刑決定における裁判官の裁量権は大きい。裁判官は、禁固刑に加えて、罰金刑、または執行猶予、コミュニティサービス、保護監察を命じることができる。実際には、犯罪犠牲者にとって有効な法的保護や救済の手段は限られている可能性がある。これは全般に、民族性や宗教よりも、資源不足に起因するところが多い。過去数年については、DFAT では、民族性や宗教を理由に法的救済の道を阻まれた例を了知していない。スリランカの司法は、概ね、刑事・民事双方の事件において独立性を行使可能である。法体系の外部で紛争が解決される事例もある。

国内移転

5.12 スリランカ憲法は全ての国民に移動の自由を保証しており、今日、国内移転に関する公式制限は存しない。2011年、基本的権利請願が最高裁に提出され、ジャフナ(Jaffna)とキリノッチ(Kilinochchi)における軍による住民の強制登録の廃止につながった。南部では、軍によるタミル人登録強制はもはや行われていない。

5.13 2012年国勢調査によると、総人口の18%は現行居住地区とは別の地方で出生している。国内移転先のトップ5は、コロンボ(593,942)、ガンパハ(Gampaha)(563,363)、クルネガラ(Kurunegala)(202,826)、アヌーダプラ(Anuradhapura)(169,421)、およびプッタラム(Puttalam)(140,690)となっている。内戦中の国内移転の結果として、南部ではタミル人とムスリムの大コミュニティが形成された。南部にはより良い雇用機会が存するため、多くは北部の元居住地への帰還を選択していない。内戦中にスリランカ北部の故郷を離れたシンハラ人の帰還者は35,000人と比較的少ない。

5.14 国内移転という選択肢は、親族の不在や資金不足から限られる可能性がある。多くの帰還者は、避難所(シェルター)、食料、水・衛生施設など基本的ニーズが満たされにくく、生計の再建も難しいと報告している(「帰還者の状況」を参照)。特に北部では、軍による民有地占拠が続いていること、地権実証の困難さ、地雷や不発弾の残存といった条件が、国内移転の難しさをいっそう高めている。

5.15 スリランカ治安部隊は国内全域を掌握しており、匿名での国内移転は実際上不可能と思われる。特に、スリランカ軍、諜報部および警察は、北部・東部への帰還IDPに対

する厳しい注視の手を緩めていない。シリセーナ政府の下で監視が縮小されたとはいえ、依然として移動が記録されているとする報告も寄せられている。

5.16 UNHCR の 2012 年 12 月のスリランカ適格性ガイドラインは、「迫害の恐れが国そのものから、または国の付随要素から生じている場合、スリランカでは国内の逃避または移転の選択肢は限られる」と記している。スリランカ当局は、テロリストまたは重大犯罪への関与が疑われる者に関する全国をカバーする包括的「阻止 (stop)」および「注視 (watch)」リストを保持している。リストに記載された者は、全般に、治安部隊の注視を回避できない。しかしながら、些細な問題について地方政府職員による監視や嫌がらせを最小にするために国内移転を希望する者は、上述 5.14 および 5.15 の制限を受けるものの安全に移転可能であると DFAT はみている。

帰還者の処遇

5.17 スリランカ憲法は、あらゆる国民の「スリランカへの帰還の自由」を認めている。スリランカ出入国は 1949 年移民法 (*Immigrant and Emigrant Act 1949*) (I&E 法、詳細は後述) によって管理される。I&E 法第 34 条および第 45(1) (b) 条に基づき、海港と空港を問わず認定出国港経路以外の出国は違反である。違法出国の刑罰は、最長 5 年の禁固および最高 200,000 スリランカルピー (約 2,000AUD) の罰金が含まれる。実際には、刑罰は裁量が適用され、殆どの場合禁固ではなく罰金刑が宣される。

5.18 ボートで違法出国した者の帰還は、一般に、I&E 法違反とみなされる。帰還者が自由意思により自己のパスポートを用いて商業航空機により移動する場合、同じパスポートで正式港を通じて合法的に出国していたときは I&E 法による違反とはみなされず、地方当局の関心を引くことはない。

出入国手続き

5.19 スリランカ到着時、強制的帰還者は、オーストラリアからのチャーター機による帰還者を含めて、入国管理局 (Department of Immigration and Emigration)、国家情報局 (State Intelligence Service) および犯罪捜査局 (Criminal Investigation Department) を含めて様々な当局機関の手続きを受ける。これらの諸機関は、旅行書類と身元情報を入国管理データベース、諜報機関データベース、および重要犯罪記録と照合する。コロンボのオーストラリア移民国境警備省 (DIBP: Australian Department of Immigration and Border Protection) 職員は、強制的帰還者を輸送するチャーター機を出迎える。DIBP によれば、主として事務手続きや面接、また空港職員不足のため空港での帰還者手続きは数時間を要

する。帰還者手続きは集団として一括実施され、個々人は全員の手続きが完了するまで空港に留め置かれる。自由意思による帰還者は、オーストラリア政府支援自主帰還パッケージ適格の場合は、通常、国際移住機関が担当する。

5.20 仮旅券で移動する帰還者の場合、警察による身元確認調査が行われる。この調査は、犯罪またはテロリストの背景を持つものが身分を隠していないこと、または裁判所命令や指名手配を逃れようとしていないことを確認するものである。調査は、しばしば帰還旅客の面接、自宅と主張される郊外または都市警察への照会、隣人や家族への問い合わせ、および犯罪・裁判所記録の照合が行われる。DFAT のみるところでは、帰還者は民族性や宗教に関わらず、これらの標準手続きに付される。また、空港手続き時に被拘束者が虐待を受けることはない。

移民法違反

5.21 オーストラリアからの帰還者を含めてスリランカに帰還した者の大半は（通常は空港で）帰還時尋問を受け、違法出国が疑われる場合は I&E 法に基づき告訴される可能性がある。DFAT のみるところでは、殆どの場合、警察による逮捕はコロombo・バンダラナイケ国際空港で行われている。帰還者入国プロセスの一環として、殆どの者が指紋押捺および写真撮影される。これらの者は、調査完了後の可及的速やかな時点で最寄りの治安判事裁判所に移送され、この時点以降、保護および責任は裁判所または刑務所に移転する。治安判事は、個々人について次のステップを決定する。逮捕された者は、到着後最大 24 時間、犯罪捜査局の空港事務所に拘置される。拘置期間内に治安判事に連絡がつかなかった場合（週末や公休日など）は、最寄りの刑務所に移送される。

5.22 起訴の責任を負うスリランカ法務長官局（Attorney-General's Department）によると、人の密輸活動の旅客となっただけの者は、スリランカ違法出国のかどで施設内処遇に処せられるにとどまっている。しかしながら、将来的な違法出国の抑止措置として罰金刑が課されている。罰金額は、ケースバイケースで異なる（最高 200,000 スリランカルピー/2, 00AUD とされる）。割賦支払いも可能である。罪状を認めた者は、罰金刑を課され（割賦支払いも可能）、解放される。罪状を否認した者は、殆どの場合、治安判事により個人保証を基盤とする保釈が認められる、または家族を保証人とすることが義務付けられる。保証人が義務付けられた場合、帰還者は家族による身柄引き取りまで待機させられる。保釈に関して条件が付されることは稀であり、保釈金は裁量により決定される。被告人は、訴状審理が行われる場合のみ、または人の密輸のオーガナイザ/ファシリテータの反対証人として喚問される場合にのみ、裁判所への再出頭が必要となる。聴聞までの間、警察への届け出または出頭に関する一般的要件は存しない。

5.23 違法にインド経由で第三国に出国した帰還者に対しても、前述と同じ手続きが適用される。子どもに対しては保釈金も罰金刑も適用されない。スリランカ政府は DFAT に対し、オーストラリアからのスリランカ帰還者は PTA の下で罪状を問われることはない旨の連絡を受けている。信頼できる連絡ではあるが未確認である。

5.24 オーストラリアからの帰還者の一部は、入国法違反およびその他の出国前に犯したとされる刑法上の罪に問われている。例えば、2012 年 10 月にはオーストラリアへの移動に使用した船舶の強奪、重大人身傷害、および人の密輸のかどで帰還者の一団に逮捕状が発行された。

5.25 スリランカ法務長官局 (Attorney-General's Department) は、旅客としての被疑者と、スリランカからの非正規の移住を手配または手助けした被疑者を区別している。手配または手助けを行った者は、I&E 法第 45C 条違反に問われる可能性がある。

5.26 DFAT のみるところでは、人の密輸における一般乗客は一般に犠牲者とみなされ、刑罰は人の密輸を手配または手助けした被疑者に課される可能性が高い。スリランカ政府は、I&E 法見直しを計画しており、2017 年には改善された新法が導入される予定である。

帰還者の状況

5.27 2008～2015 年の期間中、難民申請を提出したが成功しなかった 1,500 人以上がオーストラリアからスリランカに帰還した。この他に、米国、カナダ、英国はじめヨーロッパ諸国などの各国から多数の難民希望スリランカ人が母国帰還している。帰還者の大半はタミル人である。帰還者の直面する状況は個人差があるが、多くのタミル人帰還者は北部に戻ることを選択している。これらは、出身地であることのほか、親族のつながりがある、またはコロンボなど南部の都市部に比べて生活コストが比較的低いことが理由である。

5.28 大半の帰還者は、出国の際に多額の費用を必要としたことで負債を負っている。帰還後に適切な雇用機会や安定した住居の確保に不安を抱いている者が多い。労働市場で需要の高いスキルを持つものは報酬の良い雇用機会を見出しやすい。一部の帰還者に対しては、経済的支援や輸送の形の復帰援助が提供されている。DFAT のみるところでは、帰還者の経験する復帰問題は、難民認定されなかったことではなく、雇用や住居を見出す困難に起因している。

確認・証明書類

出生証明書・死亡証明書

5.29 病院での出生は病院によって記録され、地区事務所 (Divisional Secretariat) (政府代表) に転送され登録される。自宅での出生は7日以内に Grama Niladhari (村役人) に届け出をし、42日以内に地区事務所に転送される。出生登録の不履行は犯罪である。登録完了後、最初に出生証明書が発行された地域の地区事務所において出生証明書の写しを取得可能である。

5.30 死亡は直ちに Grama Niladhari (村役人) に届け出をし、5日以内に地区事務所に申告することが義務付けられている。死亡証明書の写しは、死亡地の管轄地区事務所 (居住地区以外の場合も) で取得可能である。自宅での死亡の場合、Grama Niladhari が死亡を証明する報告書の作成を義務付けられる。病院での死亡の場合は、医務担当者が報告書を作成する。死亡証明書は、土地所有権に関する権利証書の名義変更を含めて諸手続きに必要となる。2015年9月以降、行方不明者の家族は「不在証明書」の交付を受けることが可能になっている。不在証明書は、家族が政府給付金を受けるうえで死亡証明書の代わりとなる。行方不明者の生存の希望を失いたくない家族が死亡証明書の取得に消極的な場合があることに配慮した措置である。

結婚証明書

5.31 スリランカには、宗教的背景や地域により数種類の結婚制度が存在する。一般法 (*General Law*) は、結婚に関する属人法を持つ人々以外に適用される。このほかに、3種類の属人法——キャンディー法 (*Kanyan Law*)、テサバラマイ法 (*Thesavalamai Law*) (タミル) およびムスリム法 (*Muslim Law*) が並列的制度として存する。仏教徒、ヒンドゥー教徒、キリスト教徒に対して交付される結婚証明書は、同一書式である。ムスリムに交付される証明書は、新郎持参金や「Nikah」(ムスリムの結婚式) に関する細目が記される点で異なっている。一般法に基づき結婚解消は地方裁判所により宣される。ムスリムの離婚は Quazi 裁判所が宣する。

5.32 証明書発行システムはコンピュータ化されていないため、結婚証明書には偽造防止機能はない。出生・死亡・結婚登録局 (Registry of Births, Deaths and Marriages) では時として結婚証明書の偽造が見出されている。確認プロセスは通常1か月以上を要する。

国民 ID カード

5.33 スリランカでは一般に、国民 ID カード (NIC : National Identity Card) が主たる身分証として使用されており、出生証明書、運転免許証およびパスポートも頻繁に使用される。1968 年国民登録法 (*Registration of Persons Act 1968*) に基づき、全てのスリランカ国民は身元登録が義務付けられている。国民登録した 16 歳以上の全ての国民は NIC を申請することができる。現在、NIC は終身である。全てのスリランカ国民は、民族性、宗教、言語、または地域に関わらず身分証明書類を申請し取得する権利を持つ。地方部住民は、身分証明書類取得のために大都市に赴かねばならないことを問題と指摘している。北部・東部では、タミル語能力を有する係員の不足から証明書発行プロセスが遅滞しがちである。NIC は民族性も宗教も記載されておらず、記載言語はシンハラ語のほか、一部事例 (北部・東部に居住するタミル人の場合など) ではシンハラ語・タミル語併記されている。

5.34 国外居住スリランカ人は、スリランカ国外事務所にて身分証明書の交付を申請することができる。インドのタミル・ナドゥ (Tamil Nadu) 州のスリランカ難民は、チェンナイ (Chennai) のスリランカ大使館で身分証明書の交付を受けることができる。

5.35 元 LTTE メンバーは、更生プロセス修了後に NIC 取得が可能である。DFAT では、更生から解放され他の理由による拘束は行われていない LTTE メンバーの疑いのある者は、更生局長官 (Commissioner-General of Rehabilitation) の解放証明書 (Release Certificate) を交付されると理解している。この証明書には更生の法抛や事由は記載されていない。

パスポート

5.36 スリランカ国内では入国管理局 (Department of Immigration and Emigration) がパスポートを発行し、国外のスリランカ人に対しては在外スリランカ公館がパスポートを発行する。成年者パスポートに関する現行要件は、既存パスポート (該当する場合)、出生証明書原本、国民 ID カード原本、結婚証明書 (結婚後の氏名変更確認のため)、身体測定データおよび証明書、申請者の職業を確認するための専門職証明書または免許である。パスポートは機械読み取り式で、有効期間は通常 10 年である。

5.37 スリランカ国民は、パスポートがなくても、在外公館発行の仮旅行書類 (緊急パスポートまたは非機械可読パスポートとも呼ばれる) により再入国可能である。仮旅行書類はスリランカ再入国の時点で期限切れとなる。更生修了した元 LTTE メンバーに対するパスポート取得に関する法的制限はない。

不正の横行

5.38 DFAT のみるところでは、スリランカでは文書偽造が横行している。大多数の公式記録は依然としてハードコピーである。政府機関はコンピュータ情報データベースを未導入である。偽造証拠書類の提出により本物の本人確認書類を取得可能である。偽造文書は、NIC、パスポートまたは運転免許の発行プロセスにおける主な不正原因である。亡命希望者が身元引受書や雇用証明書の偽造書類を提出するケースを DFAT は了知している。不正に取得した地権証書が経済状態の証拠として提出されたケースもある。

5.39 偽造文書の使用はごくふつうにみられ、オーストラリア以外の亡命先国も偽造書類の提出例を報告している。写真スタジオが、亡命希望申請に使用するために古い LTTE 制服姿の個人の写真を撮影する例も伝えられている。これらは未確認報告である。